

和風

群馬県の近代和風建築

群馬県近代和風建築総合調査報告書

2012.3 群馬県教育委員会

和

群馬県の近代和風建築
群馬県近代和風建築総合調査報告書

序

群馬県近代和風建築総合調査は、文化庁の補助を受けて群馬県教育委員会が平成20年度から平成23年度にかけて実施いたしました。

本書はこの調査の記録であり、学術的資料として専門の方々に活用されることを期待するものですが、あわせて、近年失われつつある近代の有意な建築物を少しでも多く残していくために、建築を専門としない人たちが文化財的価値を判断する指標として、あるいは歴史的価値を再発見する契機として、本書が活用されることを期待するものです。

群馬は、古代より狩猟農耕に適した肥沃な土地で交通の要所でもありました。古くは毛野国(けのくに)のちに上毛野国(かみつけのくに)と呼ばれた古墳時代から東国随一の前古墳文化が栄え、また当時の最先端兵器かつ輸送手段であった馬の産地を有する豊かな国でした。上野国(こうずけのくに)と呼ばれた律令制の時代には全国に十数カ国あった大國で、3カ国あった親王任国(親王が国司に任じられる国)のひとつでもありました。しかし、残念ながらこのころから中世にいたるまでの建造物は群馬県内には残っていません。

中世以降は、戦乱期の諸藩割拠の時代や国全体を治める大大名のいない諸藩並立の時代となり、大きな都市繁栄をみることはありませんでした。現存する建造物も、最古でも室町後期、大半は江戸期のものであり、特筆すべき建造物はそう多くはありません。それでも、一ノ宮貫前・妙義・榛名などの神社をはじめきらりと光るものは存在しています。

近代に入ると名も群馬県となり、明治政府の富国策の後押しを受けて養蚕・製糸業が盛んとなって日本の近代化を資金面で支えるまでになりました。その結果、官営製糸場、養蚕農家、関連産業の建築物や構造物など、現存する遺産群が解き放たれたがごとく次々と作られました。また、豊富な湯量を誇る温泉資産を活かすための温泉旅館等も多く作られました。

本調査の調査対象である近代和風建築も、このようなコンテキストのもとに特色づけられていると考えられます。

今回の調査によって、失われつつあるこれら建築物にあつて、今まであまり調査されることのなかった養蚕農家や、個人所有であったため調査されなかった住宅など価値の高い建築物が現存することが確認されました。今後は、これら調査結果をもとに、これら貴重な文化財を正しく評価し、適切に保護・活用していく所存です。

本調査は、多くの方々の御協力で完了することができました。調査に係る御指導をいただき調査の陣頭指揮をとっていただいた調査委員の方々、調査に参加していただいた調査員の方々、調査の調整や資料作成にあたられた市町村教育委員会の方々、細部にわたり御助言をいただきました文化庁の方々、そして本調査に快く御協力をいただきました所有者の方々に厚く御礼申し上げます。

平成24年3月

群馬県教育委員会
教育長 福 島 金 夫

例 言

- 1 本報告書は、群馬県教育委員会が平成二十年度から平成二十三年度まで実施した「群馬県近代和風建築総合調査」の報告書である。
- 2 本報告書は調査委員（平井聖、大川三雄、藤谷陽悦、内田青蔵、村田敬一）、と事務局（群馬県教育委員会文化財保護課担当岩田）が執筆しており、事務局を除き執筆者名は各報告末に括弧書きで記している。
- 3 本報告書の写真等で特記無きものは報告者による撮影写真である。
- 4 本報告書の図面で特記無きものは報告者による実測図面である。なお、紙幅の都合上縮尺の統一はされていない。
- 5 本報告書における建築物の名称は、原則として現在の名称とし、旧名称は括弧書きとしている。

主要建物図版

旧中島知久平邸 (太田市, 3次報告番号41番)



(太田市提供)



(太田市提供)



(太田市提供)

臨江閣本館・別館 (前橋市、3次報告番号4番・5番)



本 館



別 館

飯塚家住宅（桐生市、3次報告番号23番）



(桐生市提供)

積善館（中之条町、3次報告番号81番）



本館



前新

橋林寺開山堂（前橋市、3次報告番号2番）



本町二丁目東区民会館（館林市、3次報告番号50番）



富岡市社会教育館（旧東国敬神道場）（富岡市、3次報告番号69番）



旧松井田警察署（安中市、3次報告番号72番）



神水館（藤岡市、3次報告番号65番）



山本館本店 (草津町、3次報告番号84番)



迦葉山山門 (沼田市、3次報告番号44番)



成田山不動堂（富岡市、3次報告番号67番）



千本木家（桐生市、3次報告番号28番）



旧森村家住宅 (伊勢崎市、3次報告番号32番)



片山家住宅 (太田市、3次報告番号38番)



目 次

序

主要建物図版

第一章 調査概要

1 調査の目的	3
2 調査の対象	3
3 調査期間	3
4 事業主体等	3
5 調査組織	3
6 調査の概要	4
7 調査の経緯	5
8 事務局等	6
9 地区別用途別件数等	8

第二章 総 論

1 群馬の近代和風建築	13
2 中毛の近代和風建築	17
3 西毛の近代和風建築	21
4 東毛の近代和風建築	25
5 北毛の近代和風建築	28

第三章 特 論

1 「近代和風建築」の牽引車としての大江新太郎と「大江国風建築塾」	35
2 温泉旅館建築	42
3 養蚕農家	49

第四章 各 論

1 3次調査報告書	66
2 2次調査報告	272
3 1次調査一覽	335

第一章 調査概要

1 調査の目的

群馬県における近代の建造物の文化財的価値付けは、それ以前の時代のものに比べて進んでおらず、特に和風建築においてはその評価が定まっていない部分もあるため、近年、多くの有意の建築が消失しつつあった。

本調査は、文化庁が平成4年度から実施している近代和風建築総合調査補助事業による調査の一環として、主として明治以降に伝統的技法又は意匠を用いてつくられた住宅・公共建築・宗教建築等のうち有意なものについて、その所在地、形態・意匠及び保存状況等を調査・記録するものであり、もって現存するそれら建築物及び類似の価値を有するその他建築物の保存の一助とするものである。

さらに、これまであまり注目されていなかった身近にある建築物に対する県民の関心をも高め、さらに市町村との連携によりその価値をきちんと評価し、できれば貴重な歴史的な建造物に対する保存、さらにはそうした建造物を活用したまちづくりの一助とするものである。

2 調査の対象

群馬県内に所在する近代（原則的に明治元年（1868年）から昭和20年（1945年）まで）に建設された諸建築のうち、伝統的様式や技法で建てられた木造建造物または一部洋風の様式や技法が用いられているが主に伝統的様式や技法で建てられた建造物とした。

3 調査期間

平成20年4月1日から23年3月31日まで。平成20年度が1次調査、平成21年度が2次調査、平成22年度が3次調査、平成23年度が報告書作成。平成21年度平成22年度は近代和風建築総合調査国庫補助を受けた（平成23年度は繰越）。

4 事業主体等

群馬県教育委員会が事業主体となり、群馬県内各市町村教育委員会の協力を得て実施した。

5 調査組織

調査委員5名からなる群馬県近代和風建築総合調査委員会を組織し、調査方法の決定から実施調査に至るまで一体的に実施する体制とした。委員は以下の通り。

調査委員長：平井 聖（昭和女子大学特任教授）

調査委員：内田青蔵（神奈川大学工学部教授）

大川三雄（日本大学理工学部教授）

藤谷陽悦（日本大学生産工学部教授）

村田敬一（群馬県文化財保護審議会審議委員）

（五十音順）

6 調査の概要

(1) 調査の方法

1次調査→1次選定→2次調査→2次選定→3次調査の順で絞り込み及び調査を実施した。各概要は以下の通り。

1次調査：写真付きの一覧リスト作成を目的とした県内各市町村教育委員会の担当者による悉皆調査を実施した。なお、調査にあたっては調査対象の説明と選定の基準を事前に実施した調査説明会で説明し基準の統一を図った。

- 1次選定：1次調査の結果をもとに、調査委員会で2次調査の対象となる建築物を選定した。
- 2次調査：1次選定した対象建築物について、調査委員ならびに調査員による目視による調査及び所有者等への聞き取りを実施した。なお、調査にあたっては県内を4地区に分けて、それぞれの地区を一人の調査委員が担当した。
- 2次選定：各調査委員の2次調査の結果を、調査委員会において比較検討し、3次調査の対象となる建築物を選定した。
- 3次調査：2次選定した対象建築物について、調査委員並びに調査員が実測等による詳細調査を実施した。

(2) 地区割り

群馬県内を、次の通り4地区に分けた。(なお、中毛・西毛・東毛・北毛はそれぞれ群馬県の中部・西部・東部・北部を表し、旧国名である上毛野国に由来する。ただし、一般的には「北毛」に含まれる渋川市※、榛東村※、吉岡町※は今回の調査では「中毛地区」に含めた。)

中毛地区：前橋市、伊勢崎市、渋川市[※]、榛東村[※]、吉岡町[※]、玉村町

西毛地区：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

東毛地区：桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

北毛地区：沼田市、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町

(3) 地区担当調査委員

2次調査および3次調査の主担当となる調査委員は次のとおりとした。

中毛地区：藤谷陽悦 (但し、養蚕農家の3次調査は村田敬一)

西毛地区：内田青蔵 (同前)

東毛地区：大川三雄 (同前)

北毛地区：村田敬一

(4) 地区担当調査員 (所属は調査等時)

2次調査および3次調査の調査員を各調査委員が選定した。

藤谷班：羽鳥悟 (特定非営利活動法人景観建築研究機構会員)、岡田敦志 (同前)、大川栄次、尾内健太郎、小嶋秀和、杉本直紀、原将史、待山陽子、森光人志、(以上 日本大学生産工学部学部生)。

内田班：安野彰 (文化女子大学准教授)、上村実 (上村建築設計代表)、金容範 (神奈川大学工学研究所研究員)、常盤恒契、池ヶ谷賢人 (以上 神奈川大学修士課程)、倉子傑 (神奈川大学研究生)、川村摩理、池ヶ谷賢人、安斎貴大、島佑樹、八田将斗 (以上 神奈川大学学部生)

大川班：木川正也 (鶴建築文化研究所)、小島陽子 (日本大学理工学部助手)、勝原基貴 (日本大学大学院理工学研究科博士課程)、大塚慎平、奥田優人、島矢愛子、高木智加 (以上 日本大学大学院理工学研究科修士課程)

村田班：須田睿一、唐澤勉、羽鳥悟、上原和彦、小林光義、神澤宣次、水上勝之、岡田敦志、曾田彰、長井淳一、石川純男、岩崎孝雄 (以上 特定非営利活動法人景観建築研究機構会員)

7 調査の経緯

(1) 平成20年度

県内各市町村教育委員会が行なう1次調査と1次選定を実施した。なお、調査に先立ち、文化庁調査官や調査委員による調査に係る概要や具体的方法の説明会・研修会等を実施した。また、文化庁調査官による主要建造物調査を実施した。時系列にそつた経緯は以下の通り。

1 調査に係る説明会等

文化庁文化財部参事官(建造物担当)付 坊城俊成主任文化財調査官による概要説明を、県内全市町村を対象とした文化財保護行政説明会で行なった。また市町村への調査協力依頼を公文書ならびに全市町村訪問により実施した。

2 第1回調査委員会

調査方法の検討、調査委員の調査担当区分等を全体の枠組みを検討した。

3 第2回調査委員会(合同研修会)

合同研修会：各市町村の担当者に対し、甘楽町小幡地区で各調査委員が調査について実地に解説を行なった。あわせて大川三雄調査委員が「近代和風建築の調査と研究」、村田敬一調査委員が「群馬県の近代和風建築」について講演し、事務局が1次調査の実施方法について具体的解説を行なった。

4 第3回調査委員会

1次調査の具体的実施方法を決定した。

5 1次調査

県内各市町村教育委員会が管内悉皆調査を実施して対象建築物を抽出し、写真付き報告書を作成した。

6 主要建造物調査

県内近代和風建築のうち特徴的なもの(旧中島知久平邸(太田市尾島町)、田島健一家住宅(伊勢崎市境島村)、早川政二郎家住宅(桐生市本町)、北軽井沢大学村別荘群(吾妻郡長野原町)、草津湯畑周辺旅館建築群(吾妻郡草津町))を坊城俊成調査官が調査した。

7 第4回調査委員会

1次調査の結果報告と2次調査対象建造物の選定(1次選定)を行なった。

(2) 平成21年度

各調査委員が市町村教育委員会の協力を得て2次調査を実施し、その結果をもとに2次選定を行なった。なお、調査の統一を図るための調査説明会を行なった。時系列にそつた経緯は以下の通り。

1 第4回調査委員会

2次調査の具体的実施方法を決定した。

2 第5回調査委員会(調査説明会)

群馬県に特徴的に存在するが調査する機会の少ない養蚕農家について調査の統一を図るため、村田敬一調査委員が養蚕農家に関する概論と調査にあたっての注意点を説明した。

3 2次調査

担当地区ごとに各調査委員が目視及び聞き取り調査を実施した。調査時は各市町村の調査担当者が同行した。

(3) 平成22年度

各調査委員が市町村教育委員会の協力を得て3次調査を実施した。なお、調査の統

一を図るため3次調査対象建築物のうちの数ヶ所の現地視察を実施した。

- 1 第6回調査委員会
 - 2次調査の結果報告、3次調査対象建築物の選定(2次選定)及び3次調査の具体的実施方法の決定を行なった。
- 2 第7回調査委員会(現地視察)
 - 3次調査の実施にあたり、各調査委員間の視点や評価基準を統一するため、2次調査で評価の高かった建築物を中心に全調査委員で現地視察を実施した(飯塚邸(桐生市広沢町)、旧中島知久平邸(太田市尾島町)、旧井上房一郎邸(高崎市八島町)他9か所)。
- 3 3次調査
 - 担当地区ごとに各調査委員が詳細調査を実施した。ただし、養蚕農家の調査は村田敬一調査委員が全県を担当した。調査時は各市町村の調査担当者が同行した。
- 4 第8回調査委員会
 - 報告書の構成、執筆担当者、文章量等を決定した。
- 5 第9回調査委員会
 - 各調査委員の報告書原稿の確認作業を行なった。

- (4) 平成23年度
報告書の作成を行なった。

8 事務局等

(1) 事務局

群馬県教育委員会事務局文化財保護課

課長：西田健彦、郡和良(H20~H21)

担当：岩田雅彦、小池浩平(H20)

(※注括弧内は年度)

(2) 市町村教育委員会の調査担当者

前橋市：岩瀬孝弘、梅澤克典(H20~H21)、福田貫之(H20~H21富士見村)

高崎市：小野勝利、井田秀樹(H20~H21)、茂木由行(H20~H21吉井町)

桐生市：須藤心一

伊勢崎市：坂爪久純、和久美緒、菊池誠一(H20~H21)

太田市：静野勝信、田島幸一(H21)、島田孝雄(H21)、原口芳典(H20)

沼田市：藤井啓仁、武井秀一(H20~H21)

館林市：堀越峰之

渋川市：太田国男

藤岡市：井上勉

富岡市：横田大輔、恩幣英明(H21~H22)、結城雅則(H20)

安中市：小小木克之、新井雅彦(H20)

みどり市：佐藤圭悟、関口涉(H20)

榛東村：星野勉、久保田恭司(H20~H21)

吉岡町：瀧野巧

上野村：今井嘉之

神流町：宮前喜由、新井岩男(H20~H21)

下仁田町：猪野ともえ、大河原順次郎(H20~H22)

南 牧 村：新井武、石井保（H21～H22）、神戸裕之（H20）
 甘 楽 町：小安和順
 中之条町：廻持直樹、高平豊（H22～H20）、山本伸一（H21～H20六合村）
 長野原町：白石光男
 嬭 恋 村：黒岩隆徳、黒岩則行（H20）
 草 津 町：山田忠志
 高 山 村：山岸孝宏、武田昌明（H20～H21）
 東 吾 妻 町：高橋政充
 片 品 村：星野孝俊、大竹光一（H20）
 川 場 村：小菅喜仁
 昭 和 村：井上弘
 みなかみ町：田村司
 玉 村 町：小柴可信
 板 倉 町：宮田裕紀枝、森田直希（H20～H21）
 明 和 町：川崎祐
 千代田町：篠田晃、荒井稔（H20～H21）
 大 泉 町：関本寿雄
 邑 楽 町：森戸栄一、多田哲夫（H20）

（※注括弧内は年度）

(3) 各市町村における調査等協力者

各市町村が行なった1次調査時に、専門的な視点からの助言・調査協力等をしていただいた協力者は次の通り。

桐生市：群馬建築士会桐生支部（池田和夫支部長ほか支部員）、佐々木正純（群馬県立桐生工業高等学校建設科長）
 玉村町：栗原昭矩（地域計画工房）

(4) 作図等協力者

各調査委員の図面等の作成協力者は次の通り。

内田班：谷地俊哉、中津川佳直、阿部なほみ、佐藤達郎、塩野崎亮太、渡辺寛隆（以上 神奈川大学学部生）
 大川班：勝原貴貴（日本大学大学院理工学研究科博士課程）
 村田班：本章6調査の概要（4）地区担当調査員の村田班に同じ（特定非営利活動法人景観建築研究機構会員）

9 地区別用途別件数等

(1) 1次報告件数

	総数	住宅	公共建築	商業・産業	宗教建築
中毛 前橋市	335	96	276	85	20
	(100%)	67	(82%)	50	(5%)
	61		42		1
	14		14		0
	43		34		1
	[27%]	54	[27%]	51	[27%]
西毛 高崎市	254	67	206	52	19
	(100%)	27	(81%)	21	(7%)
	41		30		8
	21		14		4
	12		10		0
	32		29		1
	33		31		1
	11		11		0
	[20%]	10	[20%]	8	[25%]
	[19%]	0	[19%]	0	[12%]
東毛 桐生市	394	109	314	98	22
	(100%)	100	(79%)	71	(5%)
	24		16		5
	90		80		7
	10		1		1
	11		9		0
	19		14		0
	22		18		0
	[31%]	9	[31%]	7	[29%]
	[13%]	0	[13%]	0	[33%]
北毛 沼田市	256	45	197	41	13
	(100%)	22	(76%)	8	(5%)
	22		21		1
	15		5		4
	31		27		1
	38		18		1
	15		13		0
	18		18		0
	12		11		1
	30		27		0
	[20%]	8	[19%]	8	[17%]
	[54%]	0	[54%]	0	[15%]
合計	1239	993	74	51	78
(100%)	(80%)	(5%)	(4%)	(6%)	
[100%]	[100%]	[100%]	[100%]	[100%]	

注) ()内の数字は、地区ごとの建物用途別の百分率

[]内の数字は、建物用途ごとの地区別の百分率

(2) 2次報告件数

	総数	住宅	公共建築	商業・産業	宗教建築	
中毛 前橋市	16	28	22	01	05	
	(100%)	(50%)	(12%)	(6%)	(31%)	
	伊勢崎市	7	1	2	0	
	渋川市	6	4	0	1	
	榛東村	0	0	0	0	
	吉岡町	0	0	0	0	
玉村町	[14%]	[10%]	[13%]	[9%]	[50%]	
西毛 高崎市	32	27	22	02	01	
	(100%)	(84%)	(6%)	(6%)	(3%)	
	藤岡市	2	1	1	0	
	富岡市	6	4	1	0	
	安中市	5	5	0	0	
	上野村	2	2	0	0	
	神流町	7	5	0	2	
	下仁田町	5	5	0	0	
	南牧村	0	0	0	0	
	甘楽町	[28%]	[35%]	[13%]	[18%]	[10%]
	東毛 桐生市	20	16	7	02	11
(100%)		(80%)	(5%)	(10%)	(5%)	
太田市		2	1	0	0	
館林市		3	1	1	1	
みどり市		3	3	0	0	
板倉町		1	1	0	0	
明和町		0	0	0	0	
千代田町		1	1	0	0	
大泉町		1	1	0	0	
邑楽町		[17%]	[21%]	[6%]	[18%]	[10%]
北毛 沼田市	44	25	10	06	13	
	(100%)	(56%)	(22%)	(13%)	(6%)	
	中之条町	8	1	4	3	
	東吾妻町	4	3	1	0	
	長野原町	5	1	3	0	
	嬬恋村	5	3	1	1	
	草津町	4	2	0	1	
	高山村	2	2	0	0	
	片品村	3	3	0	0	
	川場村	3	2	1	0	
	みなかみ町	3	2	0	0	
	昭和村	[39%]	[32%]	[66%]	[54%]	[30%]
	合計	112	76	15	11	10
	(100%)	(67%)	(13%)	(9%)	(8%)	
[100%]	[100%]	[100%]	[100%]	[100%]		

注) ()内の数字は、地区ごとの建物用途別の百分率

[]内の数字は、建物用途ごとの地区別の百分率

第二章 總論

泉温萬四國野巨

Spring of Hinna Tooshuu Japan.



に、第2次大戦中は、ここに疎開して生活していた人々もあって、いろいろな意味で、歴史的な遺産ということもできるほどの価値を持っていると思います。

状況によっては、長野原町によって、伝統的建造物群保存地区として指定するというのも、考えられるのではないのでしょうか。残念ながら伝統的建造物群保存地区の指定は、そ

の地区が存在する市町村によって行われるもので、制度上、県の段階で指定するということではできませんし、県は直接関与することができませんので、長野原町の考え方を待つほかはありません。

5 公共建築

公共建築には、明治18年(1885)に竣工した旧吾妻第三小学校、明治天皇の行幸を迎えるために、明治17年(1884)建てられた前橋の臨江閣と、その後、明治43年(1909)に共進会の貴賓館として建てられた別館、明治44年竣工の旧碓氷郡役所、昭和13年(1928)上棟の旧松井田警察署が代表的な建築ですが、比較してみなければはっきりとしたことは言えませんが、全国的に見て、これらの建築が、群馬県の近代和風建築を特色付ける建築とは言えないと思います。

6 劇場建築

群馬県は、江戸時代には農村歌舞伎舞台が多く建てられ、明治、大正、昭和の初期まで残っていた部隊も多くみられました。その流れの中で、明治に入ってつくられたのが、明治2年(1869)頃造られたとみられる津久田鏡の森歌舞伎舞台です。

また、地域の舞台が近代化したといえるような劇場は、高田村の村民の寄付によって、昭和6年(1931)に建てられた旧本村公会堂です。特徴のある、舞台建築の遺構です。

もう一つは、大間々町にある、ながめ余興場です。この劇場は、大正14年(1925)に開業したながめ遊園地に、昭和12年(1937)にできた、ながめ余興場です。芝居小屋として建てられました。

7 旧東国敬神道場

この建築は、「和風建築にかかわる群馬県の近代」で述べたように、群馬県の伝統建築とは全く関係なく、貫前神社の境内に、昭和11年(1936)に建てられました。設計は、大江国風建築塾です。講堂、事務室、食堂以外は主要な部屋は畳敷きの和室で、和室の講師室は床棚を備える本格的な和室です。全体的にみると、近代的な生活様式に適合した計画の下に、整った美しさを持つ近代的な和風建築好例ということができそうです。著名な建築家の下で学んだ人々の集団がかかわった、群馬県における近代和風建築における、特異現象と位置付けづけるべき建築です。

(平井 聖)

2 中毛地域の調査概要

群馬県のうち、その中心部に位置する中毛地区を対象とした調査概要である。中毛地域は埼玉県に隣接した玉村町・伊勢崎市・高崎市・前橋市、それに中央盆地の吉岡町・榛東村・渋川市周辺を加えた中央南部の地域であるが、ここではそこから前橋市と並んだ大都市部の高崎を除いた3市3町村を対象とした。まず最初に行った第1次調査については総数335件があり、その内訳は住宅276件、公共建築20件、宗教建築30件、商業・産業が6件である。住宅については農家が192件、一般住宅53件、別荘1件、温泉3件、商店25件に分けることができ、他の地域と同様に農家がその大半を占めている。公共建築は公民館1件・事務所1件、病院8件、学校宿舍1件、集会所3件、駅舎2件、役場1件、迎賓館2件、茶室1件の内訳であり、そのうち迎賓館については前橋市に集中している。すなわちこれは明治17年に前橋市が明治天皇の行幸を迎えるなど、中毛地域が県庁所在地である前橋市を含んでおり、都市市街地として発展してきた歴史がよく表れているからとも受け取れる。宗教建築は寺院10件、神社18件、教会1件、歌舞伎舞台1件であり、このなかには歌舞伎舞台1件が含まれている。群馬県は古くから農村歌舞伎が盛んな地域として知られているが、これは上毛文化が地域の民衆信仰と共に育まれてきた証であり、この地域における特色として特筆すべき内容である。商業・産業は総数6件で、その内訳は商店1件、醸造1件、旅館3件、蔵1件であり、地域としては温泉で栄えた渋川市に集中している。

第2次調査の対象となったのは71件である。そのうち最も多かったのが住宅52件（農家26件、一般住宅21件、別荘1件、病院2件、商店1件、温泉1件）で、以下、公共建築7件、宗教建築9件、商業・産業3件、その他（蔵）1件が続いている。ただし、このなかには調査拒否された2件の物件が含まれている。

第3次調査については、このなかから43件を選んで実測調査を行った。その内訳は、住宅が29件（農家16件、一般住宅11件、病院1件、別荘1件）、公共建築6件、宗教建築4件、商業・産業3件、その他1件である。こうして選んだ第3次調査の物件は建築的類型に従って、以下にその概要を記していくが、なかには写真撮影のみ許可をゆるぎながら実測できな

かった建物もあり、これについては写真掲載と文章記述に留めるだけとした。

1 公共建築

公共建築で第3次調査物件の対象となったのは迎賓館のみである。前橋市では明治17年に明治天皇の行幸が行われ、その時に前橋市城空堀の敷地に迎賓施設「臨江閣」（口絵参照）を用意して明治天皇の接待に当たった。この建物では木造2階建ての敷居屋造りを基本とし、1階に能舞台・2階に「御座所」を用意して、そのほか離れには茶室を設けている。建物の様式は武家住宅の流れに位置していると考えられるが、前橋市の近代史の発展を考えるうえで貴重な建物であり、県指定重要文化財に指定されている。

そのほか同数地では明治43年に「一府十四県連合共進会」が行われ、その時に臨江閣本館に隣接して貴賓館別館が設けられた。この建物は先とは別に書院造りを基本とし、二階に大集会による180畳敷き大広間を用意して、その荷重を支えるため木造の床梁に鉄棒が差し込まれている。木造建築では二階に180畳敷き大広間を用意すること自体が破格な構造とも言えるが、それに加えてここでは鉄筋木造という珍しい工法が採用され、近代和風建築の技術史において貴重な話題を提供している。

また第2次調査物件として松山医院・平方医院・赤城護国



神社・境文化財整理室などの役場・病院建築を取り上げた。これらの建物には洋風要素を加味した物件も含まれているが、そのなかで赤城護国神社は戦前期の各地小学校に用意された奉安殿を神社建築に転用した建物である。その建築様式は神社建築をベースとして神道系デザインが採用され、その近代史として、さらには史跡のうえから貴重であり、市指定重要文化財に指定された。

隣接する邸宅として昭和12年にこの住宅を完成させた。昭和12年は日本の織物が国内から海外に向かった時期であり、こうした経済状況を踏まえて銘木や寄木細工などを都会から取り寄せて、ここでは質の高い室内空間が実現されている。近代和風建築は昭和期に入って最高潮に達したとも言われている。その裏には植民地から取り寄せた品々を背景とする輸入経済政策があり、「網の館」はその時期に建設され、それらの事情は一面として都会の木造技術が地方に伝わっていく伝播過程をも示している。興味深い住宅の一例である。



渋谷市の旧金島公民館は東京で莫大な富を築いた人物が郷里に帰った凱旋の証として、別荘を兼ねた住宅として完成させたものである。その様式は和洋折衷を基本とした数寄屋造りであり、玄関の横には迎賓施設である洋館が備えられ、座敷の裏方には草庵風の茶室を設けている。すなわち“真・行・草”といった和風住宅の基本部分と知識人のステイタスである洋館が備えられ、都市型住宅の伝播過程を示す事例として興味深い住宅である。

その他、伊香保温泉の湯治客を招き入れたと考えられる都丸家や、ハワイ国公子であったR.W.アーウィンが別荘に使った旧ハワイ公使別邸も興味深い事例である。とりわけ都丸家には日本画壇で活躍した木村武山の襖絵を残しており、当時の文化人との交流の深さを残している。

また玉村町に現存する重田正樹家は明治初期の医院住宅として表門を取り囲む薬師門と一緒に重厚な雰囲気を感じとれて備え、国登録有形文化財に登録されている。

前橋市は中規模住宅が多いので、ここでは主に中産階級の

住宅を取り上げた。これらの住宅は市街地での都市型住宅とその周辺部に位置する郊外住宅に分けることができる。つまり中島家住宅（大正2年に移築）、杉本家住宅（昭和5～6年）、松田家住宅（昭和3年）、金子家離れ（明治末～大正初）、小島家住宅（昭和10年以前）、阿久津家住宅（昭和12年）、小林家住宅（昭和20年）、金子家（大正12～13年）を第3次調査で取り上げた。これらのなかには戦前に構想を立てて終戦直後に完成させた小林家、その小林家と同じ大工が施工した松山医院離れが含まれている。特に松山医院離れは昭和9年の陸軍大演習の折、歴史的にも興味深い軍部接待施設として用意した住宅であり、これらの住宅では新興数寄屋に近い清純な和風空間を垣間見ることができる。こうした市井の住宅における新しいデザインへの取り組みは、和風を手がけた大工の流行とそのデザイン感覚に負うところが多いが、群馬県ではそうした新しい傾向を見ることができ、施主・大工ともに和風技術に対するレベルの高さを物語る事例として興味深い話題と言えよう。

そのほか農村住宅に生活改善の技術改良を加えた金子家、市井の大工が住宅雑誌に掲載された当選案を参考にしてデザインしたという杉本家も興味深い住宅として取り上げた。この両者はどちらかと言えば洋風住宅の範疇に属する。しかし、居室部の和風座敷や技術は普通の大工が手掛けたものであり、群馬県の都市型住宅のレベルを確かめるうえでは格好の事例と言えよう。

5 住宅（農村住宅）

農家住宅では各市町村で均一な養蚕家を見ることができ

る。伊勢崎市にある旧森村家と小母田家は明治初期に建設された大規模養蚕農家である。両者ともに養蚕で財を築き上げた破格な規模を揃え、居室部には質の高い和風空間が用意されている。近代養蚕技術の功労者として知られる田島弥平が残した田島家と共に、日本の養蚕技術の発展を迫るうえでは貴重な遺構である。

吉岡町の森田家は建立が江戸中期であるが、離れ・長屋門・土蔵を含めた広大な邸内には江戸から明治中期までの貴重な遺構が残されており、明治初期に増築された本邸では普通の農家から養蚕農家へと発展を遂げていく技術革新の跡が

残されており貴重である。野田用水を利用して用意された回遊式庭園では見事な景色を造り上げ、屋敷の中にある景観と共に貴重な造構として取り上げた。

大正から昭和期の時期では、その構想から建設に至る記述を残した今井純一郎家、大規模農家である斎藤家、独立の大規模茶室を用意した森田家、“ツノ”型の曲家タイプによる高橋素行家などを取り上げた。特に今井家と斎藤家は奥座敷を“ジョーダン”と呼び、床段差を付けた書院座敷を備えている。農村住宅が年代と共に床の間及び格式を備える過程が垣間見られて興味深い。

(藤谷 陽悦)

また、富岡市の旧七日市藩陣屋は、創建は天保14年の建物であるが、現在の姿は昭和7年の改修により洋風要素を加味されたものとなっている。遺構としては少ないものの、江戸期の建物に洋風を加味して再利用されていた建築は戦前期には多数存在していたと思われる。和風に洋風を加味した建築は近代和風建築のひとつの姿でもあり、近代和風建築の形成過程を考える上で貴重な遺構といえるであろう。

なお、これら三次調査物件の他に、藤岡市の旧美原小学校坂原分校（現法久集会所）も近代和風建築として興味深い遺構といえる。すなわち、小学校として建てられた木造平屋の校舎は、教室の間仕切りが引き戸で、敷居と鴨居が他の位置にもあることから、教室の大きさを児童数や用途に応じて変更することを考えていたものと推察され、注目される（図3）。



図3 旧美原小学校坂原分校

2 商業・産業建築

商業・産業関係の建築は、極めて少なく、三次調査物件でもわずか1件だけである。具体的には、藤岡市の旅館建築として神水館を取り挙げた。ただ、草津温泉や四万温泉のある群馬県北部地区では温泉旅館建築が三次調査物件として7件取り挙げられており、旅館建築の存在こそが北毛地区の特徴でもあり、商業・産業関連の建築遺構はこの西毛地区ではほとんど見られない。

3 宗教建築

宗教建築は、三次調査物件として高崎市の八幡宮本殿、浅間神社本殿、天理教多胡分教会、富岡市の成田山不動堂の4件が挙げられる。今回の調査では二次調査も含め宗教建築の事例は極めて少なかった。それでも、上記の4件はその中でも高いものといえる。

八幡宮本殿、浅間神社本殿は、ともに一間社流れ造りで、本殿の前には相の間と拝殿を備えている。本殿は共に装飾性が高く、江戸後期以降の手法に基づく宗教建築の流れに位置

するものといえよう。一方、成田山不動堂は、創建は享保元年と云われ、明治17年に改修している。その意味では、先の旧七日市藩陣屋同様に、江戸期の建物であるものの近代以降に大きな手が加えられた事例といえる。そして、その改修にあたっては、建物全体に中国故事のモチーフを中心とした漆喰装飾を施しており、興味深い（図4）。なお、現状では漆喰装飾の痛みが激しく、早急な保護を行うべき建築と思われる。

天理教多胡分教会は、天理教の教会建築で、伝統的な神社建築などの和風建築のモチーフを取り入れた独特の建物である。新興の宗教の場にふさわしい建築の創造行為としての内外観への和風モチーフの採用は、近代和風建築の創作のひとつとして極めて興味深い建築事例といえるであろう。



図4 成田山不動堂内部

4 住宅

4-1 農家

群馬県の近代和風建築の遺構を見ていくと、調査物件数からも明らかのように養蚕農家が多数現存し、遺構の大半を占めていることが分かる。養蚕による生糸は、お茶と並ぶものが国近代を支えた主要な輸出品であった。そうした中で、幕末以降、とりわけ群馬県では官営の富岡製糸場が設置され、製糸業の中心地として発展したことはよく知られている。こうした製糸業の発展に伴い、養蚕農家の養蚕の生産量を高めるための改良も近代以降急速に進められていたことが知られている。こうした近代の養蚕農家に関する研究は、近年、積極的に行われ始めている。例えば、大野敏・黒津高行らは、明治5年の『養蚕新論』、明治12年の『続養蚕新論』の著者をもとに蚕室に新鮮な空気を積極的に取り入れて蚕を育てる「清涼育」を理論的に広めたことで知られる中毛地区に現存する田島弥平の文久3年建設の自邸の調査を行い、開口部と軒回りの復原調査を通して開口部を拡大しようとする積極的

な変化が見られたことを明らかにしている1)。こうした研究成果を通して、養蚕農家も近世のものと異なった開口部の大きな近代特有の形式が生み出されたことが推察される。

本調査地区においても、三次調査物件候補として、高崎市の井上家住宅、八木家住宅、木暮住宅、浦野家住宅、藤岡市の町田家住宅、高山家住宅、磯島家住宅、南牧町的小林家住宅、甘楽町の茂原家住宅など多数の養蚕農家が挙げられた。

このうち、藤岡市の現存する高山家住宅は、明治初期に「清温育」を広めた高山長五郎の住まいとして建てられた養蚕農家である(図5)。ちなみに、高山は明治17年に養蚕改良高山社を創立し、また、養蚕伝習所で清温育の普及に努めた。この清温育は、田島弥平の「清涼育」の欠点を改良した飼育方法と云われ、一時期全国標準の養蚕指導法として普及したものであった2)。現存する母家、長屋門、賄小屋、外便所、桑貯蔵庫などの一連の建物は、養蚕業の発展を考えると上でも貴重な遺構といえ、平成22年に国指定史跡となっている。



図5 高山家住宅

また、こうした養蚕農家の遺構の中で、高崎市の浦野家住宅は、屋根形式が入母屋屋根で、かつ、妻面が漆喰で塗り込められた土蔵風の造りであり、一般的な他の養蚕農家のつくりとは異なっている。その理由は明らかではないものの、小屋組が洋小屋であるなど洋風技術の導入も見られ、興味深い事例である。

いずれにせよ、富岡製糸場に象徴されるように、近代における西毛地区の主要産業は製糸業であり、西毛地区一帯には製糸業の発展を支えた近代和風建築として養蚕農家の遺構が多数現存している。これらの養蚕農家は、基本的には共通した形式の建築といえるが、こうした形式は明治以降の養蚕技術の向上とともに、開口部の拡大化や室内温度の調整などの工夫のなかで形成されてきたことは十分推測される。今後の課題として、こうした養蚕技術と建築の関係などの詳細な検討のなかで、近代和風建築としての養蚕農家の特徴の解明が求められるであろう。

4-2 商店・一般住宅

三次調査物件の中で、養蚕農家以外の住宅系としては、商店建築として高崎市の岡田醤油製造店舗及び土蔵・山田文庫(旧商店建築)・旧山源漆器店、一般住宅として高崎市の旧釜浅肥料店母家、富岡市の割烹旅館ときわ荘(旧柳瀬家別邸)、下仁田町の山三(旧古市邸)を取り上げた。岡田醤油は、改築は行われているものの明治30年開業した当時の店舗が現存する貴重な事例である。旧山源漆器店も、改築は行われているものの、明治15年頃に建設された防火建築としての数少ない遺構のひとつである(図6)。一般住宅の下仁田町の山三は、創建は明治22年頃の商家で、大正15年に曳き家して改修されたもので、改修時に2階に漆喰による大壁の洋室が設けられるなど当時の建築的な流行を示す貴重な事例である。また、旧釜浅肥料店主家(現吉田家住宅)は、建築家保岡鶴也の作品であり、建築家の手になる近代和風建築の事例として貴重である(図7)。割烹旅館ときわ荘(旧柳瀬家別邸)も、大江国風建築塾の作品とも云われ、建築家の関与の可能性が



図6 旧山源漆器店



図7 旧釜浅肥料店主家(現吉田家住宅)



図8 藤原家住宅

高い作品である。なお、富岡市の藤原家は三次調査ができなかったものの、建築材料もデザインの質もともに高い住宅建築の遺構といえる(図8)。

以上、群馬県の西毛地区の近代和風建築の概要を見てきた。これによれば、この地区の代表的な近代和風建築は、まさしく幕末・明治以降に提案された養蚕改良の考え方を取り入れた養蚕農家であり、また、公共建築に特徴的な近代和風建築を見出すことができる。

1:大野敏、黒津高行、高橋政則、石井直哉「田島弥平が文久3年に建築した大規模養蚕住宅における2階蚕室の復原考察—開口部と軒まわりを中心として—」2010年度日本建築学会関東支部研究報告集

2:『国指定文化財等データベース 高山社跡』

(内田 青蔵)



黒岩英夫家住宅



市川義夫家住宅

二次調査の対象となったのは、一般住宅が中之条町の「町田武彦家住宅」(国登録、江戸末期) 1件、嬭恋村の「黒岩豊五郎家住宅」(昭和35年(1960)) 1件の計2件、商店が東吾妻町の「阿部達夫家住宅」(明治39年(1906)) 1件、病院が東吾妻町の「大川正義家住宅」(明治39年(1906)) の1件、その他が長野原町の北軽井沢大学村〔組合事務所～昭和3、4年(1928、29)、南紀倶楽部～昭和4、5年(1929、30)] 1件、計5件である。

「大川家住宅」は医者の家であるとして明治39年(1906)に建造されたものである。小屋組を洋小屋としているが、これは農家も含めて住宅では早い使用例といえよう。

5 住宅(農家)

三次調査の対象となったのは、沼田市の「染谷昌徳家住宅」(明治前期)、「桑原正明家住宅」(主家～昭和8年(1933)、重室～昭和53年(1978))、「青木元治家住宅」(大正3年(1914)) など3件、中之条町の「市川義夫家住宅」〔冬住みの家、明治3年(1870)]、「小林貞夫家住宅」(明治9年(1876))、「関駒三郎家住宅」(明治前期) など3件、計6件である。

これらの主家はすべて住まいとともに養蚕を行う主家兼重室の造りであった。ただし、中之条町の「市川義夫家住宅」は冬住みの家であり、本業は旅館業であるが建物は養蚕をすする造りになっている。なお、冬住みは草津温泉において寒く積雪の多い冬季、湯治場であった温泉宿を閉鎖して山を下り、麓に住む移住慣行のことである。「市川義夫家住宅」は温泉建築史上からも貴重な建物である。

二次調査の対象となった農家は三次調査対象物件と同じくすべて主家兼重室である。以下、対象となった建物を次に示す。沼田市の「増田照男家住宅」(明治期)、「小林美樹家住宅」(明治期)、「小林包夫家住宅」(明治期)、「桑原久男家住宅」(大正初年) など4件、嬭恋村の「土屋隆一家住宅」(明治7年(1874))、「黒岩幸文家住宅」(明治前期)、「黒岩豊

五郎家住宅」(明治35年(1902)) など3件、草津町の「佐藤修二家住宅」(明治34年(1901))、「宮崎米女家住宅」(昭和12年(1937)) など2件、高山村の「都筑康弘家住宅」(明治10年(1877))、「奈良興男家住宅」(昭和10年(1935)) など2件、東吾妻町の「菅谷光重家住宅」(明治34年(1901)) 1件、片品村の新井一男家住宅〔嘉永2年(1849))、「星野みどり家住宅」(明治6年(1873)建造、大正6年(1917)移築)、「永井均家住宅」(明治前期) など3件川場村の「木村喜一家住宅」(明治27年(1894))、「桑原時次家住宅」(明治中期) など2件、昭和村の「高橋明宏家住宅」(明治20年(1887))、「林成一一家住宅」(明治後期) など2件、みなかみ町の「秋山久子家住宅」(明治期)、「河合庸夫家住宅」(明治末期～大正初期) など2件、計20件である。

今回の調査で判明したことの一つは、高冷地であっても養蚕が行われていたことである。平地ならば年に4～5回程度養蚕をするのが一般的であるが、高冷地では2～3回と少なく、また掃量も少なくなっていた。何れにしても、本県では養蚕は限られた地域だけでなく、ほぼ全地域で行われていたことがわかる。

なお、二次調査対象となった建物のうち、東吾妻町の「菅谷光重家住宅」、昭和村の「高橋明宏家住宅」などは、建築の質が高く、地域を代表する建物であり、本来ならば三次調査対象とすべきものである。しかし、今回の限られた調査時間から二次調査段階に止まってしまった。これらの建物についての今後のさらなる調査研究が望まれる。

6 養蚕農家群

県内各地にはいくつかの養蚕農家群が見られるが、当地区には中之条町小雨の「赤岩地区養蚕農家群」がある。この地区は平成18年7月5日に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。当地区は河岸段丘に屋敷地や農耕地をつくる山村集落で、近世の地割を残し、そこに養蚕で成立した主家が建つ屋敷を多く残している。さらに農耕地、宗教施設、生活

と密接に結びついた山地など周辺環境と一体になった歴史的
風致をよく伝えている。当地区は山村における養蚕集落として
価値が高い（特論「養蚕農家群」参照）。

（村田 敬一）



赤岩地区養蚕農家群（中之条町赤岩）

第三章 特論

は、それほど大江が敬神崇祖精神を高める為のいわゆる国風建築の設計者として知られていたことを示すものともいえるし、あるいは、基本設計まで40日と短かったことから想像するに、「敬神崇祖精神高揚事業期成会」の設立した直後の大江の存命中に、既に敬神道場の設計相談を受けていた可能性が推察されるのである。そう考えれば、亡き後に、名も無き弟子ではあったものの、大江の薫陶を受けた森口三郎に設計を委ねたことも納得がいくのである。

4-1-2 東国敬神道場の建築概要

群馬県公文書館所蔵の東国敬神道場関連資料に「昭和十年九月」の日付けとともに「大江国風建築塾」の印のある青焼



図1 東国敬神道場講堂



図2 東国敬神道場玄関

の建築図面20枚（通し番号25までの内、1、2、10、11、13の5枚が欠）、および、「昭和十年十月」の日付けされた「敬神道場新築工事算書」並びに「敬神道場新築工事仕様書」が存在する¹⁰。これらの図面などを基に改めて建物について概観したい。

建物は、敷地が東西に細長いこともあって、建物本体も東西におよそ120mに亘る細長いもので、東側から講堂棟（図1）、講師室棟、玄関及び事務棟（図2）、談話室棟、食堂・厨房棟、手洗・洗面所棟が並んでいる。ただ、各棟はただ直線状に配されるのではなく、雁行型に配され、廊下で連結されている（図3：東国敬神道場平面図）。特に、講堂棟と講師室棟は長い渡り廊下で連結されているが、その単調さを防ぐ為に、渡り廊下の途中に敷地の高低差を利用して裏庭に抜けるように潜りが設けられるなど、デザインの配慮が見てとれる（図4：潜り部分）。

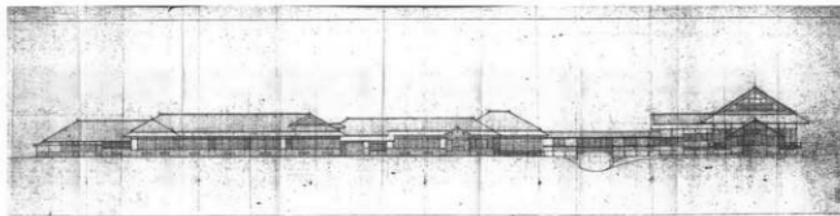
正面となる南外観の屋根は、棧瓦葺ではあるが、屋根形状は切妻屋根と入母屋屋根を組み合わせたもので、単調な繰り返しを避けている（図5：東国敬神道場立面図）。また、屋根勾配は基本的には5寸勾配で、講堂棟のみ6寸勾配である。そして、軒先の出は深く、かつ、仕上げを金属板張りの段葺としており、和風建築の特徴である水平線を強調した構成が見取れる（図6：水平線を強調した外観）。外壁の仕上げは、基本的に全ての棟が木造平屋の柱の見える伝統的な真壁造で、腰



図4 潜り部分



図3 東国敬神道場平面図



が

図5 東国敬神道場立面図



図6 水平線を強調した外観



図7 高欄ディテール

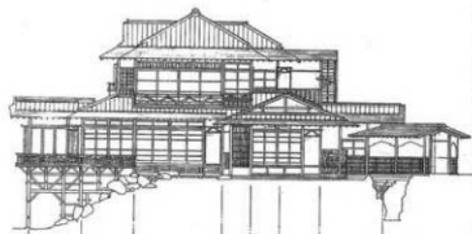


図8 長尾欽弥本邸の離れ立面図
(['東京都立深沢高等学校清明亭調査報告書』より)

堅羽目板張り、上部は漆喰仕上げである。また、講堂棟と講師室棟には建物周囲に濡れ縁が回り、高床式の形状を強調し、軽快さを見せている。この外回りの床下の目隠しとして数奇屋風の意匠ともいえる竹簾張りが見られる。なお、講堂の高欄には独特の網干のモチーフが用いられている¹⁹⁾ (図7:高欄ディテール)。これは、大江の代表作である昭和6年竣工の長尾欽弥本邸の離れの高欄と極めて類似したデザインである(図8:長尾欽弥本邸の離れ立面図、図9:2階の高欄ディテール)。この網干のモチーフは、講堂の高欄以外にも見られる。たとえば、講堂の軒裏の照明器具や事務棟の戸袋などにも見られるなど、この建物ではもっとも多用された装飾モチーフといえるであろう(図10:照明器具、図11:戸袋)。こうした装飾モチーフの存在は、おそらく、森口が大江の下で深くかかわった長尾邸を参考にして、大江らしさを表現しようとして採用したものと考えられる。

小屋組は、講堂では大きな内部空間を確保する為にキングポストを用い、他は伝統的な和小屋である。また、設計寸法は一間が真々の6尺で、内部は大半が畳敷きの和室であるが、講堂棟と玄関脇の応接室は椅子座として計画され、講堂棟の床は寄木張りとなっている。ただ、応接室は椅子座ながらも床の間と違い欄が配されるなど室内意匠は伝統的な和室と同様といえる。また、講堂も建具は腰付きの障子で、天井も折上げの格天井と伝統的モチーフが用いられている。

また、正面には一段高いステージがあり、さらに、その奥には「神殿」と「合の間」が設けられていることから、名称は「講堂」であるものの、平面形式からいえば神社建築の本殿の前に置かれた拝殿的な役割の場を想定して計画されたことが窺える。そして、「神殿」と拝殿的な役割の「講堂」の間を「合の間」と称している間取りは、日光東照宮にも見られる所謂権現造りの間取りを採用したものと考えられる。

棟札によれば、上棟祭が昭和10年12月14日(1935)で、設計並びに監督は大江国風建築塾の森口三郎、現場監督は高橋亘、上原義夫であった。大工の名称も記されており、多くの職人は、地元出身者ではなく東京から來

た大工であったという³⁰⁾。

いずれにせよ、この建物は伝統的な和風建築の要素を濃く表現する建物であるものの、講堂棟を中心にイス座、また、小屋にもキングポストラスが用いられるなど、洋風部分の良さを適宜取り入れたデザインであることが分かる。また、建物のデザインとりわけ、細部に関しては、これまでの調査から大江新太郎の好んだモチーフとして「猪の目、竹の節欄間、吹寄、火頭窓」³¹⁾が知られているが、本建物にはこうした大江の特徴的なモチーフはほとんど採用されていない。その理由は、大江が直接手掛けた作品ではないことによるとも考えられるし、あるいは、建物の性格上、意匠的な部分を極力抑えて設計したとも考えることができよう。

4-1-2 柳河部について

東国敬神道場と同じ富岡の柳河家は、明治12年（1879）に初代の柳浪太郎が生糸業を興して成功し、明治25年から昭

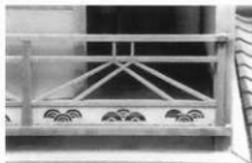


図9 長尾欽弥本部の隠れ2階の高欄ディテール（『東京都立深沢高等学校清明亭調査報告書』より）



図10 照明器具



図11 戸袋

和6年まで町会議員を務めるなど、富岡の名家として知られる。柳河浪太郎は明治27年（1884）に現在の木造2階での母屋を建てた。2代目の柳河鴎治は、家業を継ぎ、昭和9年から10年（1935）には富岡町長に就任している。この就任中に東国敬神道場の建設が行われた。おそらくその縁で、大江国風建築塾を知り、初代から引き継いだ母屋の東西の鉄筋コンクリート造による檺の設計を依頼している。この檺に関しては、未確認であるが原因が残されているという。なお、現在の母屋をみると表側は改修されており、おそらく、檺の新築の際に母屋も一部大江国風建築塾の手がけたものと思われる（図12：柳河家外観）。

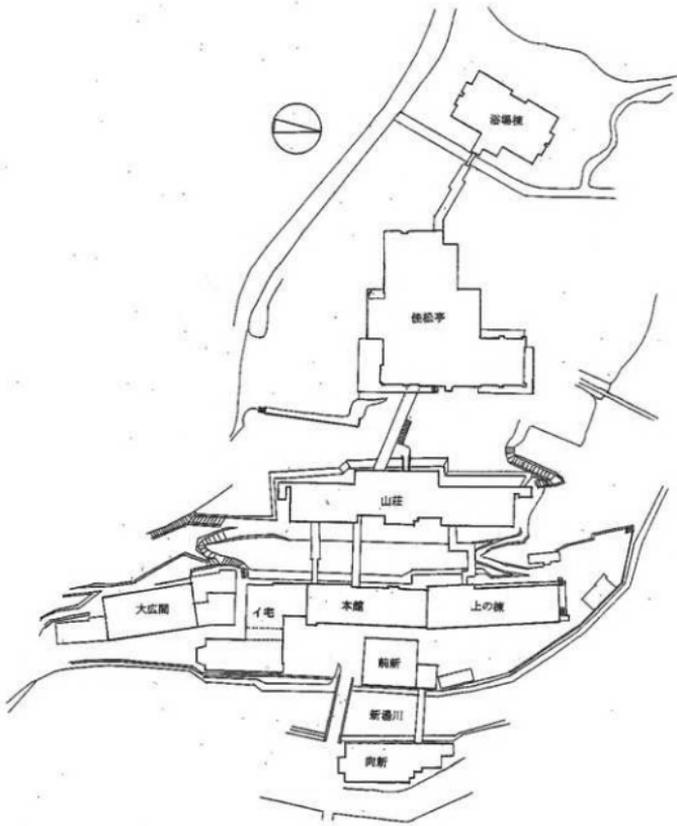
また、柳河鴎治は、戦前期に別邸を建てており、現在、この建物は柳河家の手を離れ、ときわ荘として現存している。この建物に関しては竣工年代等の資料がなく不明な部分が多いものの、聞き取りによれば竣工は昭和12・3年頃（1937・38）で、設計も大江国風建築塾ではないかといわれている。別邸は、木造平屋で和風の外観で、間取りも諸室が雁行し、また、屋根も和風の寄棟屋根でありながら赤瓦を使用した軽快さを感じさせる建物である。加えて、軒先は銅板の一文字葺きであり、建物の基本的構成は東国敬神道場と極めて共通している（図13：柳河家別邸外観）。建築材料に関しては、檼の一枚板など樺材をふんだんに用いるなど贅を凝らした建



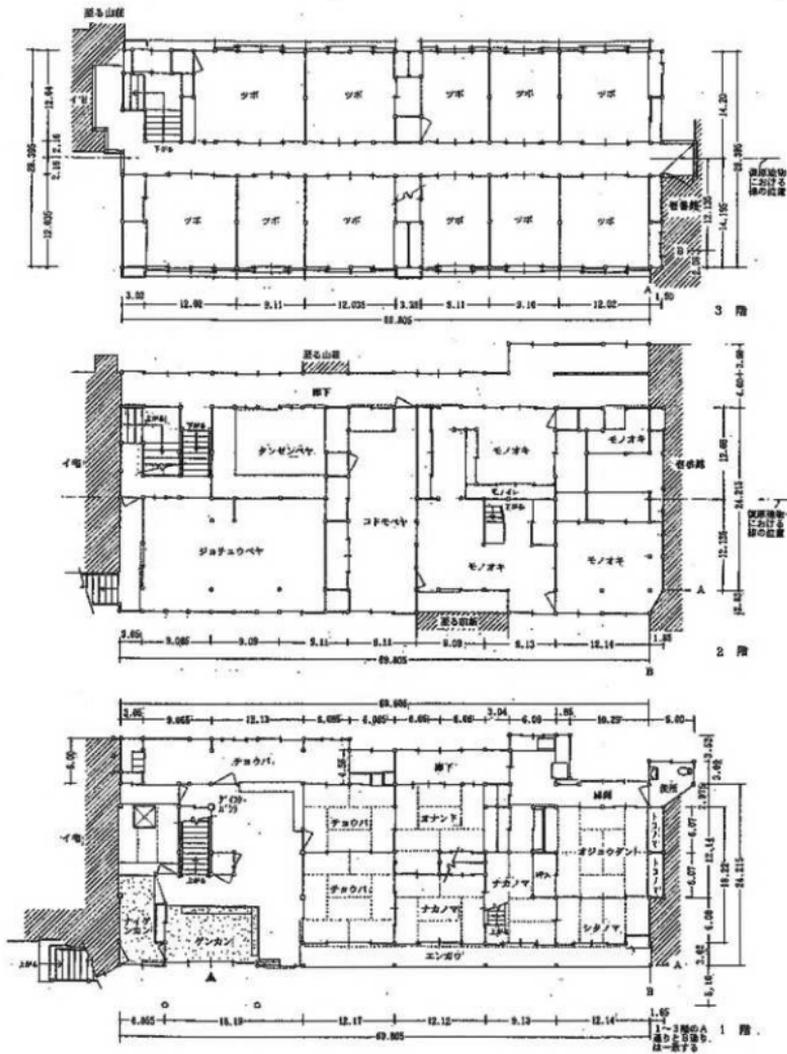
図12 柳河家外観

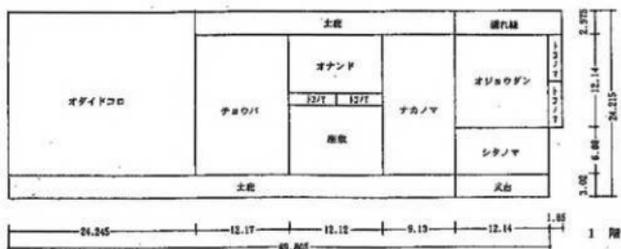
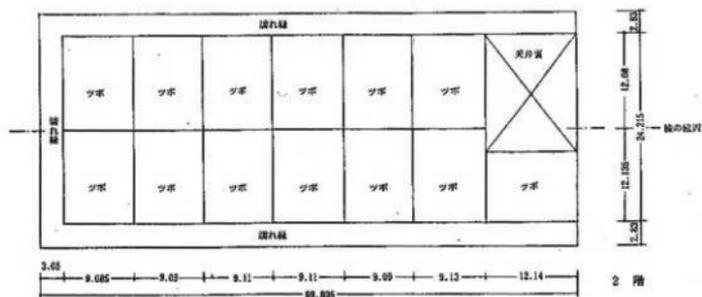


図13 柳河家別邸外観

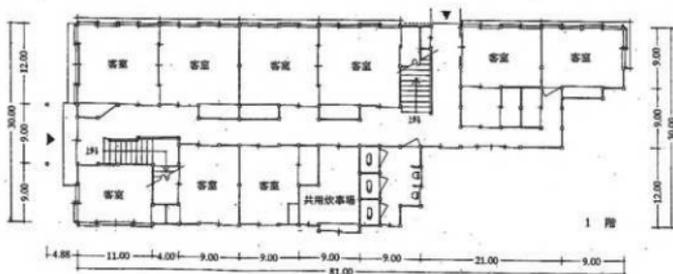
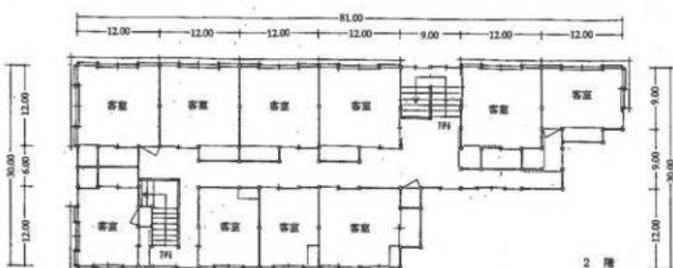


横巻館建物配置図





「本館」復原平面図（単位尺）



「向新」復原平面図（単位尺）

vi 天井と天窗

天井中央に方2尺の気抜の窓を設け、その上に一個の天窗を設け、開閉を自由にし空気の新鮮代謝をはかる。

『養蚕法』

蚕室は大別すると陰室、陽室、冷室があり、陽室が良いとされている。陽室とは快活なる家屋のごとで、光線の透射よろしく、また空気新鮮代謝なめらかにして、かつ乾燥し永くその室にいても精神爽快にして少しも倦怠を感じさせない室という。陽室の模範を蚕室の設計の項で述べている。

i 建物の規模、配置等

平屋板葺総建坪42坪5合、桁行10間半、梁間3間5尺、たけは1丈2尺とし内柱は1丈3尺8寸。南北両側に幅4尺までの廊下を設ける。建物の配置は南向き(巳にふれるのは可)とし、東西に長く造るを可とする。

ii 室の高さと天井の仕様

土台より床まで2尺、床より天井まで8尺5寸、天井より桁まで1尺5寸。天井は竹あるいは草の綱代を長さ

6尺横3尺の木に打ち付けて覆う。

iii 室の構造と広さ

各室とも天井の中央に方3尺の戸扉を付けた排気口を設ける。室内は3室に区画し、障子で区切る。鴨居から天井の間は障子の欄間とする。1室の面積は間口3間半、奥行2間半(8坪7合5勺)とし、東西両側に相対して蚕架(蚕棚)を設ける。室の中央に方2尺の火炉2個を備える。炉と炉の間隔は5尺5寸とし、炉は南北の敷居より2尺7寸5分より離す。

iv 南北廊下外面の構造

南廊下の外側は東西両面に戸袋を設け、他は戸及び障子とする。鴨居と桁の間は各室3間半の中央に9尺ずつ欄間を設け、その他は壁とする。また床下の外側各室とも3間半の中央に3尺の開閉できる戸を設け、他は壁とする。

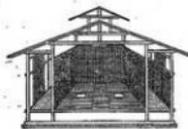
v 屋上の排気窓

屋上には各室とも天井排気口ごとに直上に間口1間、奥行3尺、高さ2尺5寸の開閉自在の排気窓を設ける。

葦室之圖

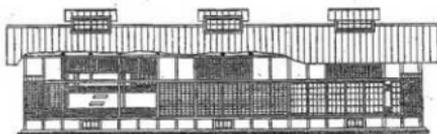


圖の屋根



圖の内部

葦室之圖

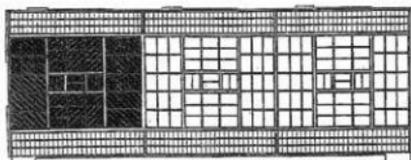


南東向方面の正面



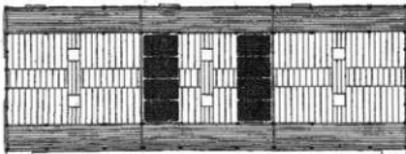
北西向方面の正面

葦室之圖



(中庭東面)

圖の屋根分節一井天



(中庭東面)

圖の敷分節一面平

葦室之圖（平面、立面、断面）〔町田菊次郎著
『養蚕法』（高山社同窓会、明治37年3月25日）より〕

清涼育の『蛭葉秘術』と『養蚕法』は、清涼育の『養蚕新論』や『校養蚕新論』と比較すると、建築構造に関して範囲が広く記述がより具体的かつ詳細になっている。縁（廊下）を設けること、飼育日数短縮のための火炉の設置、1階床を高くし床下の乾燥を図る、間仕切りに欄間を付けることなど、特徴ある構造を示している。清涼育、清温育とも棟の換気装置である櫓を設けることは共通しているが、清温育は総櫓を提唱していない。

③ 暖育育の蚕室

暖育育は松下政右衛門（現前橋市青梨子町）が適蚕流として提唱した養蚕法である。これは折衷育で、明治中期までの本県における養蚕法の技術面を要約したものである。暖育育の蚕室を松下政右衛門の論文「適蚕紙養蚕方案」〔明治23年（1890）の「蚕室新築」からみてみたい。〕

i 建物の配置、規模

家の向きは辰巳向き、屋根は茅屋根、3階造りとし柱の高さは1丈7尺、間口11間、奥行4間とする。1階裏の縁は長さ11間、幅2尺5寸、1階表の縁は長さ11間、幅3尺5寸、1階東と西の縁は長さ4間、幅3尺とし、東、南、北の3方には雨戸を付ける。

ii 間仕切、建具

2間半を隔て南北に境を造って4室とする（周囲の縁を除くと飼育室は間口10間、奥行3間となる）。2階も1階と同じにする。

iii 2階の縁と雨戸

2階の出し梁の上一尺の縁を造り、それに手摺りを付ける。2階表雨戸は手摺りより1尺内において閉閉する。2階裏雨戸は縁の外壁面で閉閉する。普段は縁と外部との境界は障子とする（2階と1階は同じ）。雨戸の上は嵐欄間（2階と1階は同じ）とし、縁と飼育室境界の障子上も嵐欄間（2階と1階は同じ）、飼育室と飼育室の境界は皆川あるいは籠戸とする。

iv 換気

3階は東を切り上げ、総棟櫓で空気抜を図る。櫓の屋根は瓦葺きよい。床下は板の無双戸とする。3階表裏の屋根に1間ずつ3力所の唐破風を設ける。

v 高さ

床下は2尺、1階より2階まで8尺、2階より3階まで7尺、3階より櫓の下敷居まで1丈2尺6寸5分とする（3階より切り下げまで5尺8尺、切り上げより櫓下敷居まで6尺8寸5分、櫓下敷居より同上敷居まで2尺）。櫓上敷居より棟まで1尺とする。

vi 床板

床板は板を密接に張る。2階及び3階の敷板は眞板張とする。

vii 床板

飼育室の1区画に枱を1カ所設ける。

viii 飼育者の寝起きなどに供する室（附として記す）

蚕室の西に付して造るのがよく、高さは蚕室と同様とする。表間口二間半、奥行6間とし、蚕室より1間前面に出っ張らせる（蚕室の奥行より2間大きくし、前後に1間ずつ）。1階南と南の縁を3尺の幅に造り、南縁の次の間は奥へ9尺、東西2間、その次の間は方2間とするのがよい。

折衷育の暖育育が示す蚕室は、当時一般的に普及していたものを要約したもので、清涼育の蚕室より、広範囲にわたり建築構造について詳細に示している。現在もよく見る、出し梁としその上に手摺りを持つ小縁を付ける形式はこの暖育育では提唱している。暖育育が示した蚕室の建築構造がその後の県内養蚕農家に与えた影響は大きい。

(2) 養蚕書が示す蚕室と実例の比較

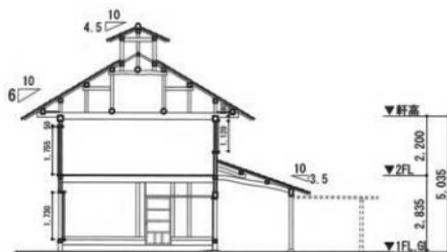
三次調査を実施した独立の専用蚕室と養蚕書と関連の深い主家兼蚕室について、養蚕書が示す蚕室との比較結果を次に示す。

① 独立の専用蚕室

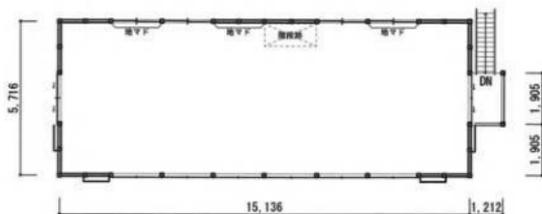
i 田島健一家蚕室（「クワヤ」）

（P144、「田島健一家住宅」参照）

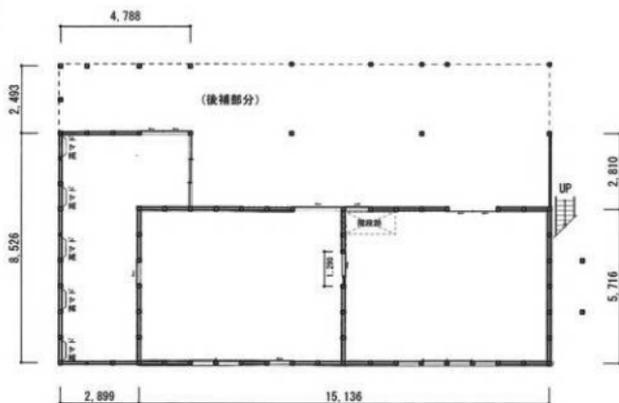
木造2階建、切妻造、瓦葺とし、小屋組が和小屋の建物である。当建物は清涼育を提唱した田島弥平家の蚕室である。建造年代は明治期と伝えている。「クワヤ」と称しており、1階を桑置き場、2階を養蚕及び兼桑置き場の空間としている。2階部分の階高は2.200mで欄間は設けていない。このことから、棟に3つ櫓（当家では「ヤグラ」と呼ぶ）を付ける程度で、清涼育の蚕室の造りを忠実に意識した造りにはなっていない。



田島家住宅(クワヤ) 断面図



田島家住宅(クワヤ) 2階平面図



田島家住宅(クワバヤ) 1階平面図

田島健一住宅(クワヤ)

ii 森田健治家蛋室 (P 198, 「森田健治家住宅」参照)

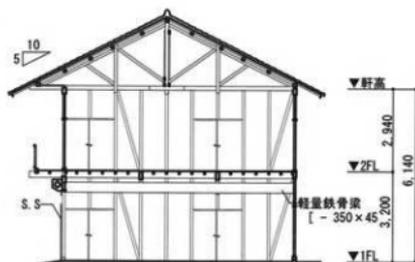
木造2階建、切妻造、瓦型鉄板葺(当初瓦葺)で和小屋組としている。建造年代は大正2年(1913)である。東面して建っており、正面は2階床部分を「出し梁造り」としその上に手摺り付き小縁を載せる。軒は「船楫造り」とする。棟には「総檜」(当家では「テンソウ」と呼ぶ)を設けている。建造年代は大正2年(1913)である。階高は1階が2.615 m、2階が2.415 mであり、1、2階とも外壁面及び内部間仕切りに欄間を付ける。2階床の一部は賣の子状として換気が図れるようになっているが、火炉は設けていない。

当建物は1階に床の間付きの、冠婚葬祭用及び随居用の室を設けていることを除けば、当建物の造りは特定の蛋室に則ったというものでなく、当時に一般的に建てられていたものと考えられる。

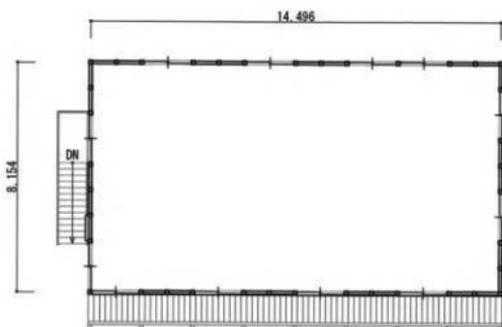
iii 桑原正明家蛋室(「サンシツ」)(P172, 「桑原正明家住宅」参照)

木造2階建、切妻造、トタン瓦葺とする。建造年代は昭和53年(1978)である。小屋組は洋小屋で挟み梁のキングポストトラスとする。棟の檜は当初から設けていない。正面は2階床部分を「出し梁造り」とし手摺り付きの小縁を載せる。軒は「船楫造り」である。建造年代は昭和53年(1978)である。階高は1階が3.200 m、2階が2.940 mである。1、2階とも外壁面間を付けているが檜や火炉は設けていない。

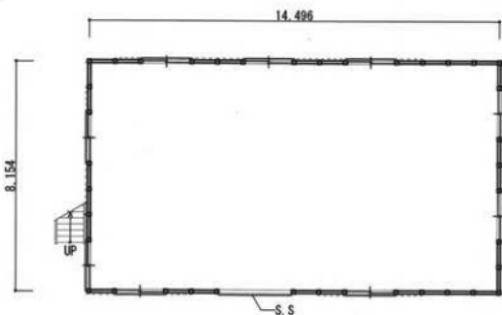
当建物は、今回の調査で調査対象となった独立した専用の蛋室としては最も建造年代が新しいものである。当建物は欄間は設けるものの、火炉や檜も設けていない。この時代になると稚蛋は行っておらず、養蚕技術や設備の進歩が相まって、建物に頼ることが少なくなっていることが窺える。



桑原家住宅(蚕室) 断面図



桑原家住宅(蚕室) 2階平面図



桑原家住宅(蚕室) 1階平面図

桑原正明家住宅(蚕室)

② 主家兼蚕室

i 田島健一家住宅 (P 144,「田島健一家住宅」参照)

当建物は清涼育を提唱した田島弥平の主家兼蚕室である。建造年代は文久3年(1863)である。木造2階建切妻造、瓦葺きとし、棟には総檜(当家では「ソウヤグラ」と呼ぶ)を付ける。小屋組は和小屋である。総2階建部分の規模は桁行25.38m、梁間9.400mである。

当建物が清涼育の蚕書である『養蚕新論』(明治5年(1872))と『続養蚕新論』(明治12年(1879))の蚕室で述べられている事項で該当する点は次の通りである。

- ・高く造っている(平家でなく2階としている)。
- ・最も重要なことは換気であるとし、1階、2階とも隨所に欄間を設ける。
- ・南面して建てる。
- ・棟を通した窓(総檜)を付ける。

ii 高山家住宅 (P 206,「高山家住宅」参照)

当建物は清涼育を提唱した高山長五郎の主家兼蚕室である。建造年代は明治24年(1891)である。木造2階建、切妻造、瓦葺とし、3つの檼を設けている。規模は1階が桁行28.881m、梁間7.726m、2階が桁行14.085m、梁間7.726mである。建造年代は棟札より、明治24年(1891)である。平成21年7月23日に国史跡に指定されている。1階は蚕室と居住空間の兼用、2階は養蚕の専用空間とする。

当建物が清涼育の蚕書である『養蚕秘術』(明治28年(1895))と『養蚕法』(明治37年(1904))の蚕室で述べられている事項で該当する点は次の通りである。

- ・床下は2尺とする(2.34尺である)。
- ・南面の1面であるが縁(廊下)を付ける。
- ・2階の東西面を土壁とし、南北は障子とする。
- ・火炉を設置している。
- ・天井高を8尺以上とする(階高は1階(直天井)が7.92尺、2階が9.60尺(實の子天井までの高さは8.67尺)である)。
- ・屋根裏3階床を實の子天井とする。
- ・棟に3つの檼を載せる。
- ・欄間を、1階では鴨居上(内部間仕切り及び外部に面する部分)、2階では正面と背面側の鴨居上に設ける。
- ・東西両側に相対して養蚕籠を設ける。

iii 縫島明家住宅 (P 208,「縫島明家住宅」参照)

当建物は清涼育の教育機関であった高山社養蚕学校の分教場となった大型の主家兼蚕室である。建造年代は明治30年(1897)頃である。木造2階建、切妻造、瓦葺、規模は1階が桁行25.223m、梁間7.498m、2階が桁行20.590m、梁

間7.498mである。小屋組は和小屋とし、棟には3つの檼を載せている。正面は2階床部分を突出し梁造りとし、その上を手摺り付き小縁を付ける。軒は船楹造りである。1階は蚕室と居住空間の兼用、2階は養蚕の専用空間としている。

当建物が清涼育の蚕書である『養蚕秘術』(明治28年(1895))と『養蚕法』(明治37年(1904))の蚕室で述べられている事項で該当する点は次の通りである。

- ・南面の1面であるが縁(廊下)を付ける。
- ・2階の東西面を土壁とし、南北は障子とする。
- ・火炉を設置している。
- ・天井高を8尺以上とする(階高は1階(直天井)が9.15尺、2階(当初天井なし)が10.03尺である)。
- ・棟に3つの檼を載せる。
- ・欄間を、1階では鴨居上(内部間仕切り及び外部に面する部分)、2階では正面と背面側の鴨居上に設ける。

iv 町田英子家住宅 (P 204,「町田英子家住宅」参照)

当建物は清涼育の教育機関であった高山社養蚕学校の初代校長となった町田菊次郎の主家兼蚕室である。建造年代は明治25年(1892)頃である。木造2階建て、切妻造、瓦葺とし、棟には4つの檼を設けている。小屋組は和小屋である。規模は総2階建部分の桁行が18.760m、梁間が7.71mである。1階は蚕室と居住空間の兼用、2階は養蚕の専用空間としている。

当家は明治28年(1895)の「家相図」と「建築図(年代不明)」を残す。共に当建物の図であり、建築図には平面図、立面図、養蚕籠の平面及び立面などがある。また、立面図の中では棟の換気装置である檼は「気ヌキ」と記されている。この建築図は高山社の蚕室研究においてたいへん重要な史料といえよう。

当建物が清涼育の蚕書である『養蚕秘術』(明治28年(1895))と『養蚕法』(明治37年(1904))の蚕室で述べられている事項で該当する点は次の通りである。

- ・南面の1面であるが縁(廊下)を付ける。
- ・2階の東西面を土壁とし、南北は障子とする。
- ・火炉を設置している。
- ・天井高を8尺以上とする(階高は1階(直天井)がほぼ8尺の7.90尺、2階(当初天井なし)が8.80尺である)。
- ・棟に4つの檼を載せる。
- ・欄間を、1階では鴨居上(内部間仕切り及び外部に面する部分)、2階では正面と背面側の鴨居上に設ける。

v 渡邊壽美保家住宅 (P268, 「渡邊壽美保家住宅」参照)

当建物は明治14年(1881)に上棟した建物を大正11年(1922)に改造した主家兼養室である。当家ではその改造は高山社が推奨する清温育の造りへの改造であったと伝え、明治13年(1878)10月の『居宅建築大工見積図請負書類』を残している。

当建物は木造2階建、入母屋造、トタン瓦葺、小屋組は洋小屋(キングポストラス)としている。棟に3つ檜(明治13年の文書では「イキ抜」と記している)を載せ、正面と背面の屋根面にそれぞれ3つの換気用千鳥破風(当家では「サンカクヤネ」と呼ぶ)を付ける。規模は1階が桁行23.611m、梁間11.327m、2階が桁行20.885m、梁間8.202mである。なお、2階には現在5室を設けているが、当初は養室用の一室空間であった。

『居宅建築大工見積図請負書類』に記された図によると、改造前の建物は茅葺きの2階建てとし、屋根を面突き上げて造る「椽名型」(正面見付けの幅は5.5間)であることがわかる。小屋組は扱首組である。棟には檜は付けていない。また、2階平面図には養室欄29箇所を配置を記している。

当建物が高山社の養室として影響を受けた事項として次のことが認められる。

- ・2階の東西面は一部開口部はあるが、ほとんどを土壁とする。
- ・火炉を設置している。
- ・2階の軒高8.02尺とする。
- ・棟に檜を載せるとともに、さらに換気を図るために屋根面の正面側と背面側に千鳥破風の換気口を付ける。
- ・欄間を、1階では鴨居上(内部間仕切り及び外部に面する部分)、2階では背面側の鴨居上に設ける。

vi 栗本長生家住宅 (P262, 「栗本長生家住宅」参照)

当建物は木造2階建、切妻造平入、瓦葺。小屋組は洋小屋のキングポストラス(当家では「ガッシュウ」と呼ぶ)とする。建造年代は昭和33年(1958)である。正面側のみ2階床部分は出し梁造り(当家では「ダシバリ」と呼ぶ)、軒は船檜造り(当家では「セガイ」と呼ぶ)とする。出し梁の上には手摺付小縁を付ける。床の間を付ける座敷における桁行柱間二間の内法は11.975尺でほぼ12尺とする。なお、当建物建造時、地元では内法12尺を「ホンマ」、心々12尺を「スロク」と称し、前者が後者より質の高い建築とされていた。

2階は養室用の空間であるが、当初から居住用の2室を設けている。養室部分は南北に開口部を設けるが、西側は全面壁としている。欄間は正面のみに付け、背面は付けていない。

当建物は出し梁造りの上に手摺付小縁、軒が船檜造りという外観を保持している。しかし、当初から檜も火炉もなく、欄間は限られた部分設けており、特に養室を意識した造りとしていない。この頃になると、養室技術や設備が進歩し、専用養室と同じく建物そのものに頼らなくなっていることが窺える。

当建物は今回の調査において、群馬でよく見る主家兼養室の伝統的な造りで最も時代が下った時期に建てられた遺構として貴重である。

3 近代養室農家の特徴

主家兼養室の養室農家において、今回調査対象となった遺構と県内に残る江戸時代の養室農家の遺構とを比較し、近代の養室農家の特徴について述べる。

① 平面

1階では床上の間取りの違いは特に見られないが、一倉家住宅(渋川市)に見られるように、土間部分において衛生面を考慮して新たに間仕切りを造ることがあげられる。ほとんどの場合、1階床上部の最奥部に位置する座敷には、床の間、違い棚、書院を備えており、床廻りは近代になってもそれ以前と変わっていない。2階は養室専用で一室空間であることも変わらないが、栗本家住宅(玉村町)のように昭和30年まで時代が下ると一部に居住用空間を建造当初から造る例が見られる。

② 階数

江戸時代は一部が2階の場合が多いが、明治以後になるとほとんどが総2階建てとなり、2階床全体がすべて養室空間として使われるようになる。明治になると数は少ないが3階建てが出現する。2階建てであっても、ほとんどの場合2階に黄の子天井を設け屋根裏を上専用空間として使っている。その2階天井部分を「3階」と呼んでいる場合が多い。時には「屋根裏3階」と呼ぶ場合もある。

③ 屋根と架構

今回の調査において、渡邊家住宅(玉村町)が明治14年(1879)の建造時、茅葺きの椽名型であったこと、松下政右衛門が著した明治23年(1890)の「養室養室養室案」で屋根は茅葺と記していることなどが判明した。また、利根地区、吾妻地区において現時点でもかなりの数の茅葺き遺構のあることが確認できた。

これらのことから、屋根は江戸時代に主流であった先造り、赤城型、椽名型などの茅葺が、明治以降も採用されていたことが分かる。必ずしも近代の養室農家はすべて瓦葺きということではない。

養室業が盛んで養室業をリードしていた地域においては、明治初期から総2階建の瓦葺き養室農家は普及していたこと

は伊勢崎市境島村の例から知ることができる。総2階建の瓦葺き養蚕農家の普及の割合や時期はかなり地域によって異なっていたと推定する。茅葺きや板葺きの2階建て養蚕農家がいづまで建造されたか、トタン葺き養蚕農家がいづ頃から出現したかなどは今後の研究課題といえよう。

小屋組は茅葺きの場合は板葺きであるが、瓦葺きの場合には小屋と洋小屋が見られる。今回の三次調査対象の建物で洋小屋は大正11年(1922)に改造した渡邊家住宅(玉村町)が初出である。それに続くのが昭和10年(1935)の千本木家住宅(桐生市新里町)である。

④ 外観

2階建切妻造、瓦葺で、棟に檜を数個又は総檜を載せ、2階床部分を出し梁造りとし、その上上手摺付小縁を付ける。そして軒を船檼造りとする。この外観が明治期に出現し、昭和30年代まで建造された典型的な養蚕農家の外観である。清涼育や清温育の蚕室ではこの構造形式に触れていないが、適蚕流の暖室において出し梁造りとし、その上上手摺付小縁を付けることを記している。軒の船檼造りはどの養蚕書も触れていない。軒の船檼造りは、江戸時代の旅館や温泉旅館建築、江戸時代の茅葺の養蚕農家などに見られることから、富と豪華さのシンボル、また流行の先取りとして明治以後も引き続き採用されたものであろう。

4 養蚕農家群

現在群馬県内に残る代表的な養蚕農家群として、赤岩地区養蚕農家群(吾妻郡中之条町赤岩)、島村地区養蚕農家群(伊勢崎市境島村)、南牧尾尾の仲庭地区農家群(甘楽郡南牧村大字尾尾字仲庭)の3件を取り上げる。

(1) 赤岩地区養蚕農家群

中之条町(旧六合村)の赤岩地区は平成18年7月5日に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。範囲は東西約1,700m、南北約930m、面積は63.0haである。旧六合村は明治33年(1900)の草津村からの分村により成立した村である。入山、小雨、生須、日影、赤岩、太子の六つの大字で構成されていることから、六合村と称することになった。

赤岩は村北方にある岩石が赤いことからその名がついたという。赤岩は旧六合村の南端に位置し、白砂川東岸の湾曲して形成された標高約700mの河岸段丘にある。旧石器時代の石器が出土しているが、集落の起源は明らかでない。中世になると三原荘に属し、室町末期から真田氏に支配され沼田藩領、天和2年(1682)には幕府直轄地になった。寛延2年(1749)以降は旗本伊丹兵衛頭領と幕府直轄地との相輪支配となる。水田は少なく、ほとんど畑が占めており、生業は主に麻や山仕事であった。天明8年(1788)の戸数は29戸、人口は男78人、女67人、明治42年の戸数は63戸、人口は男161人、

女171人であった。

赤岩地区で養蚕が開始された時期は明らかでないが、明治初頃には繭を前橋に出荷していたと伝える。明治中期になると高山社の養蚕技術が移入され、昭和30年代(1955～1964)においてはほとんどの家で養蚕が行われていた。その後は養蚕に代わって蒔蒔芋の栽培が行われるようになった。

赤岩地区は近世の地割りに近代の成立した養蚕農家が建つ集落である。白砂川と並行し南北に走る通り(赤岩本道)と東西に走る「ナカセギの道」が集落中央で交差し、これらの街路に面して屋敷地がある。屋敷地の東西背後に農耕地、さらに仏堂、神社、墓地が点在し集落を囲む。集落の北側を「カミ」、南側を「シモ」、南北の通りから山手を「ワゼ」、白砂川側を「シタガタ」または「クダリガタ」と呼んでいる。屋敷地や農耕地は傾斜地を切り開き、石垣により平坦に造成されている。屋敷地は農作業場である前庭を中心としてその周囲に主家、土蔵、小屋、便所などを建て、門・塀で囲む。

主家は幕末頃から普及した前兎の屋根をもつ2階建て、明治中期以降に建てられるようになった総2階建ての二類型があり、後者が大半を占める。前者はもと茅葺、後者はもと板葺であった。

後者の建物は、1階平面をみると、床上は表側の「チャノマ」と「マエノデイ」、裏側の「ナンド」と「オクノデイ」を喰い違いに配した4部屋と、土間側に配した板敷の間の一室を加えた5間取の形式が最も多い。「チャノマ」は茶の間、「マエノデイ」は普段主人夫婦以外の家族の寝室、養蚕時は稚蚕飼育、「ナンド」は主人夫婦の寝室、「オクノデイ」は人寄せなどの客用に用いていた。2階は1室空間の養蚕の作業場であった。2階正面側の2階床部には「デバリ(出梁)」、2階軒には「セガイ」が見られる。屋根は板葺であるが、勾配は明治期が3寸程度、大正期には強まり、昭和期になると5寸程度になる。葺き方は明治期が「石置板葺」、大正期になると板を釘で止める「トントン葺」となる。

当地区は河岸段丘に屋敷地や農耕地をつくる山村集落で、近世の地割を残し、そこに養蚕で成立した主家が建つ屋敷を多く残している。これらの主家は養蚕農家における床面積拡大の過程を物語っている。さらに農耕地、宗教施設、生活と密接に結びついた山地など周辺環境と一体になった歴史的風致をよく伝えている。当地区は山村における養蚕集落として価値が高い。

『赤岩伝統的建造物群保存対策調査報告書』(六合村教育委員会、平成17年)で調査対象となった赤岩地区の養蚕農家は次の通りである

文化3年の土蔵造、切妻・3階建	1件
幕末～明治前期の切妻・総3階建	1件
(元前兎、明治中期総3階建に改修)	

幕末～明治前期の前売・二階建	1件
明治中期の切妻・総二階建	2件
明治36年(1903)頃の切妻・総二階建	1件
明治後期の切妻・総二階建	6件
明治45年(1912)頃の切妻・総二階建	2件
大正7年(1918)の切妻・総二階建	2件
大正8年(1919)の切妻・総二階建	1件
大正9年(1920)頃の切妻・総二階建	1件
大正11年(1922)頃の切妻・総二階建	1件
昭和3年(1928)の切妻・総二階建	1件
昭和5年(1930)の切妻・総二階建	1件
昭和7年(1932)の切妻・総二階建	1件
昭和24年(1949)の切妻・総二階建	1件
昭和20年代の切妻・総二階建	1件
昭和31年(1956)の切妻・総二階建	2件
昭和34年(1959)の切妻・総二階建	2件
昭和34年(1959)の切妻・総二階建	1件
昭和35年(1960)の切妻・総二階建	1件
昭和39年(1964)頃の切妻・総二階建	1件

建造年代を時代別に整理してみると、江戸時代～明治前期が3件、明治中期・後期が3件、大正が4件、昭和元～20年が3件、昭和21～29年が2件、昭和30～39年が5件となる。最も多いのは昭和の建物である。



赤岩地区養蚕農家群(中之条町赤岩)

(2) 島村地区養蚕農家群

島村は以前は佐波郡那珂町に属していたが、市町村合併で現在は伊勢崎市境島村になっている。島村は川中の村であったため毎年のように水害や川欠けの被害を被っており、このことは島村を語る上で欠くことのできない事実である。砂礫地は病気がない良い桑が育つことから、早い時期から養蚕が盛んになり、江戸後期には蚕種製造が興り大きな業績をあげた。当時上州では奥州・信州種が席巻していたが、島村種がそれを取って代わった。養蚕と舟運により経済的に豊かになり文

化的レベルの高い地域であり、画家金井烏洲を生んでいる。ヨーロッパの蚕の伝染病流行にともない、島村の蚕種輸出は幕末には頂点に達する。当時島村の養蚕技術は高いレベルにあり、明治5年(1872)田島弥平は清涼育の養蚕指導書である『養蚕新論』を著している。

当地区には赤城型民家に代表される養蚕農家とは一線を画した、瓦屋根、棟に換気用の天窗(「ヤガラ」と呼んでいる)を備えた、総二階建の養蚕農家が現在でも多く残されている。このスタイルの養蚕農家は「近代養蚕農家」と呼ばれている(松浦利隆『在来技術改良の支えた近代化』岩田書院、平成18年)。

平成19年に群馬県が島村地区を対象に実施した「近代養蚕農家調査」によれば、その対象となった養蚕農家は63棟にも上る。建造年代は幕末、明治、大正、昭和にわたっている。規模(現状)をみると63棟はすべて2階建て、桁行(正面間口)8間以上が63棟中47棟(74.6%)、桁行10間以上が63棟中20棟(31.7%)、桁行12間以上が63棟中6棟(9.5%)を占めている。最大規模は桁行15間、梁間6.5間である。

県内の民家調査で「ヨマハチケン」という呼称をよく耳にする。これは4間8間を指し、平入り主家で上手居室が8畳の4室で田の字型配列になっており、かつ建物全体の桁行が8間を示すものである。「ヨマハチケン」は農家の一般的な規模を示すものとして用いられている。島村地区の養蚕農家のほとんどは10間を超えるものが多く、規模は群馬県内では突出している。これらの遺構が群として残されていることは特記すべきことである。また、養蚕関連の付属屋を残している家も多く、洪水を防ぐ屋敷周りの石垣や「カシグネ」の生垣、屋敷林などと相まって、この地区特有の屋敷構えを呈している。島村の養蚕農家群の景観は養蚕県群馬を象徴している。

『近代養蚕農家調査報告書』(群馬県、平成19年、調査対象建物12件)、『島村養蚕家屋群調査報告書』(伊勢崎市歴史学的建造物調査委員会、平成19年度、調査対象建物18件)で取り上げた養蚕農家は次の通りであり、これらの家の約9割は蚕種製造を職業としていた。

(所有者)	(建造年代)	(構造・規模)	
文久元年(1861)	改修の切妻・総二階建		1件
文久3年(1863)	の切妻・総二階建		2件
江戸末期	の入母屋・総二階建		1件
江戸末期	の切妻・総二階建		1件
明治元年(1868)	の切妻・総二階建		3件
明治5年(1872)	の切妻・総二階建		1件
明治初期	の切妻・総二階建		2件
明治16年(1883)	の切妻・総二階建		1件

明治 17 年 (1884) の入母屋・総二階建	1 件
明治 17 年 (1884) 移築改修の切妻・総二階建	1 件
明治 20 年 (1887) 以降の切妻・総二階建	1 件
明治 22 年 (1889) の入母屋・総二階建	1 件
明治末期の切妻・総二階建	1 件
大正末期の切妻・総二階建	1 件
昭和 5 年 (1930) の切妻・総二階建	1 件

建造年代を時代別に整理してみると、江戸時代が 5 件、明治 9 件、大正と昭和がそれぞれ 1 件となる。最も多いのは明治期の遺構である。



島村地区養蚕農家群 (伊勢崎市境島村)

(8) 南牧星尾の仲庭地区養蚕農家群

星尾 (甘楽郡南牧村大字星尾) は荒船山麓の南牧川支流星尾側流域の山間地に位置する。宝暦 9 年 (1759) の村差出状によれば耕地はすべて畑であり、畑作物は大麦、小麦、粟、稗、芋、小豆、苧豆、菜、大根となっている。農事の合間の生業は、男は薪取、砥山普請屋、砥石の砥駄負、女は絹織、紙漉などを行っていた。明治 19 年 (1886) には甘楽社配下としての星尾組が設立されている。昭和 40 年 (1965) における南牧村全体の作付面積は苧蓐芋が最も多く、次いで、麦類、雑穀・豆類、芋類と続き、苧蓐芋が主力作物となっており、星尾地区も同様であったと推察する。星尾地区の明治 22 年 (1889) の戸数は 106 戸、人口は 496 人、昭和 53 年の戸数は 103 戸、人口は 374 人であり、近年の人口流出による過疎化減少は著しい。星尾は下星尾、仲庭、大上、小倉、道場などの集落からなる。仲庭集落には星尾組の製糸工場と揚げ返し工場が建てられていた。

仲庭集落は標高約 500 m の山間部にあり、戸数は現在 21 戸である。各家は南面する傾斜地に石垣を築いて敷地を造成し、そこに家屋を建てている。集落の東側 (シモ) 半分は明治 20 年代に大火に見舞われ家屋は建て替えられており、古い建物は西半分のみ残る。

平成 19 年に群馬県の富岡行政事務所に仲庭地区を対象に実施した「山間地における景観形成建造物群調査」によれば、当集落の家主は類似しており、その特徴は次の通りである。

なお、調査対象家屋は総戸数 21 戸中の 11 件である。2 階建は 6 件、3 階建は 5 件である。建築的特徴は次の通りである。

- ・木造総 2 階建、若しくは総 3 階建とし、2、3 階は養蚕に用い、床に「サゲロ」を設ける。屋根は切妻造でトタン葺、瓦葺とするがもとは石置板葺である。
- ・棟に「ケブダシ (煙だし) (天窓を指す) を付ける。
- ・南面や東面に出梁がみられる。出梁の上に小柱を建て、和紙原色の檜 (カズ) や苧蓐の荒粉を干すための「カズカケ」を設ける。
- ・2、3 階は養蚕に用い、床に「サゲロ (下げ炉) を設ける。

当集落にみられる山麓の傾斜地に石垣で築かれた敷地に建つ養蚕農家群と、山腹に開かれた段々畑の景観は、本県の山間地にみられる特徴的な集落景観であり、本県の絹産業を語る上に欠くことのできないものである。

集落の総戸数は 21 戸、そのうち 11 戸は木造総 2 階建又は 3 階建、切妻造、当初石置板葺とし、「カズカケ」を設けている。『山間地における景観形成建造物群調査報告書』(群馬県西部県民局富岡行政事務所、平成 19 年) で調査対象となった仲庭集落の養蚕農家 11 棟 (先述した 11 戸の家主) は次の通りである。

江戸末期の切妻・総二階建	1 件
江戸末期～明治初期の切妻・総二階建	2 件
明治 21 年 (1888) の切妻・総三階建	1 件
明治 22 年 (1889) の切妻・総三階建	1 件
明治 22 年 (1889) の切妻・総二階建	1 件
明治 22 年 (1889) の切妻・総三階建	1 件
明治 22 年 (1889) 以降移築の切妻・総二階建	1 件
明治 25 年 (1892) の切妻・総三階建	1 件
大正 6 年 (1917) の切妻・総三階建	1 件
昭和 15 年 (1940) の切妻・総二階建	1 件

建造年代を時代別に整理してみると、江戸末期が 1 件、江戸末期～明治初期が 2 件、明治が 6 件、大正と昭和がそれぞれ 1 件となる。最も多いのは明治期の遺構である。



仲庭地区養蚕農家群 (南牧村星尾)

5 近代養蚕農家の価値

今回の調査において対象として取り上げられた建物種別で最も多かったのは農家であった。農家は一次調査の総件数1,244件中627件にのぼり、全体の50.4%を占める。農家は群馬県の36市町村中1町を除く、35市町村で取り上げられている。群馬県ではほぼ全域で養蚕が行われ、高地で寒冷地の草津町もその例外ではない。群馬県の農家はほとんどが主家兼蚕室の養蚕農家であるといっても過言ではない。群馬県が近代日本の養蚕をリードしてきたことは衆知のことである。群馬県の収繭量は現在も全国一を誇っている。養蚕農家は群馬県を象徴する建物であり、日本の近代化を進めた絹産業における産業遺産の一つとして貴重な建物といえよう。

現在、群馬県では養蚕農家として、「旧富沢家住宅」(寛政4年頃、前免道、中之条町大道)と「旧黒澤家住宅」(江戸末期、上野村橋原)が国重要文化財、「旧岡根住宅」(江戸末期、赤城郡、前橋市大室町)と「赤城型民家」(明治初期、桐生市新里町の「ぐんま里の森」構内)が市重要文化財に指定されている。しかし、近代養蚕農家としての特徴を持つ建物は、高山家住宅(藤岡市高山)が国史跡(「高山社跡」、数件が国登録文化財として登録されている程度であり、県や市町村指定の重要文化財や史跡も一件もない。

今回の調査において、田島健一家住宅(田島弥平旧宅)[主家兼蚕室、伊勢崎市境島村]は群馬県として日本の養蚕史上欠くことのできない価値ある建物であることが判明した⁹。この建物は清涼育を提唱した田島弥平が文久3年(1863)に建造したもので、管見ではあるがそれまでの赤城型、榎名型、免造などの養蚕農家建築とは一線を画す近代養蚕農家建築の原初的な建物といえよう。

山形県松ヶ岡開墾場の蚕室は既に平成元年8月国の史跡として指定されている。この蚕室は田島弥平が提唱した清涼育の蚕室を模範として建てられたものである。田島健一家住宅をはじめとする近代養蚕農家の建築様式を持つ主家兼蚕室の農家は、今後文化財として位置づけられて後世に残すべき建物であると考える。群馬県では、養蚕農家が身近に多く見られることからかく軽視しがちであるが、その価値を再認識すべきであろう。

なお、忘れてはならないのが、国史跡「高山社跡」に関連した「私立甲種高山社蚕業学校」の高山社分教場である。高山社の教育は伝習場であった高山社分教場を抜きにして語ることはできない。その数は明治32年(1899)において多野郡内の町村だけでも54件にも上る¹⁰。今回の調査における三次調査では、国史跡の高山家住宅の他、町田英子家住宅(藤岡市本郷、「私立甲種高山社蚕業学校」の初代校長である町田菊次郎が建造)と磯島明家住宅(藤岡市中)の2件を取り上げた。しかし、「高山社を考える会」の平成23年度のデー

タによれば現存する分教場は20件を超えるが、それらの実態はほとんど明らかになっていない。

今回の調査において、養蚕農家については、その数の多さと、限られた時間と人的制約から必ずしも満足する調査を得られていない。今後、高山社分教場まで含めた更なる調査研究が望まれる。

(村田 敬一)

注

- 1 『養蚕新論』の巻之一「蚕室論」[『境島村養蚕農家群調査中間報告書』(伊勢崎市教育委員会、平成22年3月31日)による]「……凡ソ蚕室ノ造営ハ、家々養蚕ノ多少ニ由テ、広狭大小亦同ジカラズ。広キモ必シモ利アラズ。唯旭日夕陽ノ透徹セザルヲ、風気循環ノ障礙ナキヲ以テ養蚕ノ主眼トス。先ツ其大略ヲ云フニ。其屋ヲ南面ニシ、高棟を作り、棧ノ四方ニ開テ開キ、屋上ノ中央ニ数個ノ小窓を穿テ、開閉時ヲ以テシ、屋外ノ樹木ハ悉ク之ヲ新伐シ、階梯ヲ数處ニ施シ設ケ、白昼ハ論ナシ、暮夜ト雖モ然ル時ハ必開閉シテ之ヲ閉テ、産座ニ簾箔ヲ掛ルノミ其可謂詳カナルハ下篇図解ニ見ヘタリ。就テ考フベシ。」

- 2 『統養蚕新論』の巻之二②「蚕室建築ヲ改正セシ其原因ノ事」[『境島村養蚕農家群 調査中間報告書』(伊勢崎市教育委員会、平成22年3月31日)による]

[「蚕室ノ説方ハ何レノ地方ニテモ、旧習ノ説ニハ茅葺家ヲ以テ第一トシ板葺ハ之ニ次ギ瓦葺ハ又之ニ次グ者トシ殊ニ瓦葺ニテハ葺不熱セルモノト思フ弊習ナリシニ、予ガ家ニテ父ノ幼年ノ頃火災ニ罹リ予ガ十五歳ノ暮又火災ニ逢ヒ乃チ祝融氏ノ患ヲ免カレ、ニハ、瓦葺ニアラズンバ教ヲ術ナシ思ヘドモ、瓦葺ハ養蚕ニ必ズザルモノト覺ヘ来リシテ、養蚕ヲ業トスル者何ゾ等ノ蚕室ヲ作ランヤト頗ル苦心ヲナセリ、蓋シ瓦葺ハ暑暑ノ時空気鬱閉セル故ニ患シキト云フナルベシ 安政丙辰年十一月瓦葺ノ納屋桁行十二間梁間四間ノ一棟ヲ建築シ其階上ニ相州辺ノ如クニ、平ラカニ葺ヲシキ、葺ヲ並列シテ養育スルに、種置ノ最初ハ無事ニ成長スレドモ、大眠起ニテナリ四十五日ヲ過キ、成繭ノ期ニ至リ、竹ノ節ノ如ク、俗に節置トテ肥大ニナリテ、既ニマブシニ入レバ、流涎トテ腐敗シテ繭ヲサマル蚕多カリシ故、豫防ノ策ヲ考ヘ活物ハ空気流動ヲ能クスルニ如カスト心付キ其登繭上棟ノ中央、四尺二三尺窓三箇所穿テ養蚕ヲ試験セシニ、果シテ腐敗蚕一頭モナカリシナリ、……文久壬戌ノ八月ヨリ瓦葺ノ経営ヲ始メ、屋上に窓ヲ設ケテ三階トシ専ラ空気流通自在ナン事ヲ計レリ、居宅ノ二階モ養蚕ニ便利ナル一工夫ヲナシ一大蚕室ヲ建築セリ、一郷ノ蚕室モ亦皆之レニ倣テ改正ス、斯ノ如ク改正セシヨリ以來ハ他ノ養蚕ハ気候ノ変化ニテ不熱ストモ雖モ、余ガ方法を以テ養ヒタル於テハ何ノ患ヒモナシ、乃チ知ル蚕室ノ造営ハ空気凝滞ナキヨウニ心ヲ用ユヲ以テ第一ノ目途トスベキコトヲ、近来上野武蔵利根川ノ兩岸余ガ郷里辺ニテ養蚕ヲ業トスルモノノ住居ハ蚕室ヲ造営スルニハ固ノ如ク上等ノ蚕室ハ瓦葺トシ棟ヲ通シテ空気流動ノ為ニ窓ヲ明ケ、中等下等ノ八家根ノ大小ヲ計リ一箇所ノ

抜気窓ヲ付ルアリハ二箇所三箇所窓ヲ穿ツアリテ、屋上ニ窓戸ナケレバ、村々戸々蜜室トハ思ハザル事ニナリ、特ニ再三年以來ハ棟ヲ通シテ抜気窓ヲ付ル瓦屋ヲ上ノ蜜室トスル説ニ確定セリ、此ハ今ヨリ十四五年以前、余ガ發明経験セシヨリ実ニ始レリ、

- 3 松浦利隆『在来技術改良の支えた近代化』（岩田書院、平成18年1月15日）第一部 養蚕、一養蚕方法の変遷
- 4 町田菊次郎『養蚕秘術法』村川俊雄発行、明治30年7月25日第5版
- 5 町田菊次郎『養蚕法』高山社同窓会発行、明治47年3月15日第6版
- 6 『群馬県蚕糸業史（上巻）』群馬県蚕糸業協会発行、昭和30年8月5日。この論文は明治23年に東京で開催された第3回内国勸業博覧会に出品されたものである。
- 7 平面図（1階と2階）、断面図と「家作御普請証書」からなる。「家作御普請証書」の一部を次に示す。

「一 本家壱十一間半 内 二階附所長十一間半 横四間半 軒二尺七ゲイ 但しイキ抜二階中 前後凡八ヶ所 三階 表長五間半 軒壹尺七ゲイ……」

「右仕賃金百弍拾円也 右八脚本宅普請大工職御渡 被下正二請負仕候所確明也 上棟十二月十日前後吉辰迄二 上棟可仕候但し只今為手附金 五円也正二請取申候然る上ハ 何様之儀有之候共後日仕賃金 増額等申間敷候依之左之 加判人引請二相立請職相成 候上八本人ニ於いて萬一差支 有之然節八本人ニ相替わり上棟 日限迄急度出来可成仕候ハ 右相定確証ニ相成上八文 中ノ通り聊ノ相違無御座 候為後日家作御普請証書依而 如件」

また、2階平面図には養蚕における棚割いの棚の位置が図示されている。
- 8 当建物に関する研究論文として『近世末～近代における大規模養蚕農家の屋敷内建築の沿革について（群馬県伊勢崎市島村・田島健一家に関する遺構と史料の考察）』（大野敏・黒津高行・高橋政則・中村琢巳、2010年度日本建築学会関東支部研究発表）がある。
- 9 『広報ふじおか』（平成22年11月1日）による。